

指標 4 1 (業績指標 1 4 6)

景観計画に基づき取組を進める地域の数

評 価

A-2	目標値：500 団体 (平成 24 年度) 実績値：206 団体 (平成 21 年度) 初期値：92 団体 (平成 19 年度)
-----	--

(指標の定義)

景観計画を策定・公表 (告示) した景観行政団体 (市区町村に限る) の数

(目標設定の考え方・根拠)

全国市区町村を対象にした景観法活用意向調査において、平成 20 年 4 月 1 日時点で、今後 5 年程度以内に景観計画を策定する意向があると回答した市区町村 472 団体 (既に策定済・公表 (告示) 済みである市区町村を含む) が確実にそれを実施し、かつ、策定年度は未定であるが景観計画の策定意向を示している市区町村 57 団体の半数以上が 5 年以内に景観計画を策定した場合に達成可能となる値。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

都道府県、政令市、中核市、景観法第 7 条第 1 項但し書きに定める市町村

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

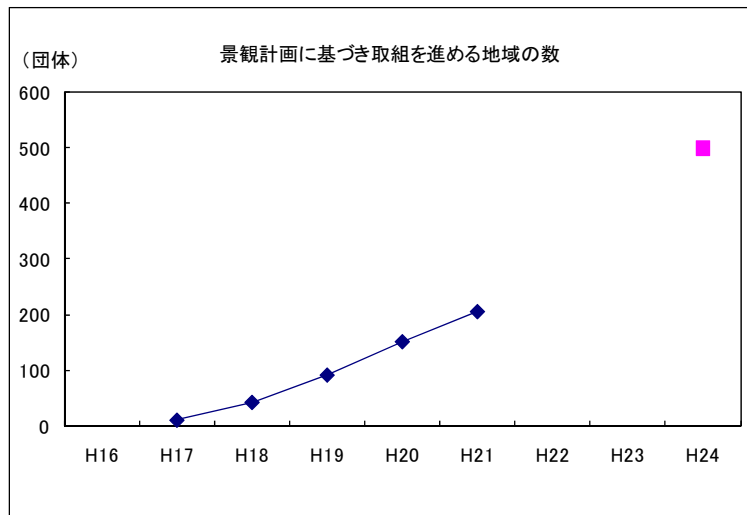
【閣決 (重点)】

・社会資本整備重点計画 (平成 21 年 3 月 31 日) 「第 2 章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H17	H18	H19	H20	H21	
11 団体	43 団体	92 団体	152 団体	206 団体	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○景観形成総合支援事業

地域の景観上重要であって、特に交流人口の拡大の効果が大きく見込まれる、景観計画に基づき指定される景観重要建造物及び景観重要樹木の保全・活用 (景観重要建造物の修理や景観重要樹木の枯損・倒状防止措置等) を中心とした取組を支援する。

予算額：景観形成総合支援事業 200 百万円 (平成 21 年度)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

景観計画を策定し取組を進める地域の数については、実績値によるトレンドを延長しても目標値を達成できないことになるが、平成21年の調査において、平成24年度までに景観計画を策定する予定の市町村数がさらに275団体あることを勘案すると、順調に増加していると言える。

(事務事業の実施状況)

平成19年度から、市町村が行う景観重要建造物及び景観重要樹木の保全・活用を中心とした地域振興・活性化の取組をハード・ソフト両面から支援を行っている。平成21年度は19市町村において支援を実施。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年次に目標値を達成できないことになるが、平成21年の調査において、平成24年度までに景観計画を策定する予定の市町村数がさらに275団体あり、平成25年度以降に景観計画を策定する意向がある市町村380団体のうち5%が平成24年度までに策定した場合、目標値を達成するため、A-2と評価した。

平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

景観形成総合支援事業については、国土交通省行政事業レビュー公開プロセスにおいて、「国が行う必要性、国が行うに相応しい戦略的な目標や優先順位の設定といった観点から、ゼロベースで事業自体のあり方を考え直す」とされたところ。

(平成22年度)

なし

(平成23年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市・地域整備局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室(室長 岸 毅明)

指標 4 2 (業績指標 3 3)

都市域における水と緑の公的空間確保量

評 価

A-2	目標値：平成19年度比約1割増（平成24年度） 実績値：平成19年度比約2%増（平成21年度）（速報値） 初期値：約13.1㎡/人（平成19年度）
-----	---

(指標の定義)

都市域における（港湾の区域を含む）自然的環境（樹林地、草地、水面等）を主たる構成要素とする空間であり、制度的に永続性が担保されている空間の確保量（面積）を都市域人口で除したものを。

<分母>都市域人口（人）

<分子>都市域の永続的自然環境面積※（㎡）

※都市における緑地・水面等の中でも、都市公園をはじめとした公共公益施設としての緑地、特別緑地保全地区等に指定されている緑地など、法律等に基づく規制によって永続性が担保されている土地の面積

(目標設定の考え方・根拠)

水と緑豊かで良好な都市環境の形成を図るため、第二次新・生物多様性国家戦略（H14）において、長期的に住民一人当たりの都市公園等面積を20㎡に高めることが目標とされているところ。これを踏まえ、都市公園、特別緑地保全地区等の今後の整備予定量から目標値を設定。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・生物多様性国家戦略2010（平成22年3月16日）「第2部 7節都市 2 緑地、水辺の保全・再生・創出・管理に係る諸施策の推進」
- ・長期戦略指針「イノベーション25」（平成19年6月1日）「都市公園の整備を始め、NPO等による緑化活動の促進、公共公益施設の緑化の推進、都市開発事業における緑地等の創出に関わる民間事業者の取組を評価する制度の開発・普及等、多様な主体による国民運動としての都市緑化活動を展開。」
- ・21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）「緑地の保全、都市公園の整備、公共公益施設の緑化、屋上緑化等を推進することにより都市内において森と呼べるような豊かな自然空間を再生・創出する。」
- ・観光立国推進基本計画（平成19年6月29日）「史跡や名勝、豊かな自然環境など地域の魅力ある観光資源を生かした都市公園の整備を推進」、「都市に残された貴重な緑地を保全するとともに市民との協働による緑化等を推進」
- ・京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日）「『緑の政策大綱』や市町村が策定する『緑の基本計画』等、国及び地方公共団体における緑の保全、創出に係る総合的な計画に基づき、引き続き、都市公園の整備、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、公的賃貸住宅、官公庁施設等における緑化、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出を積極的に推進する。」
- ・低炭素社会づくり行動計画（平成20年7月29日）「緑地の保全や都市緑化等の推進」

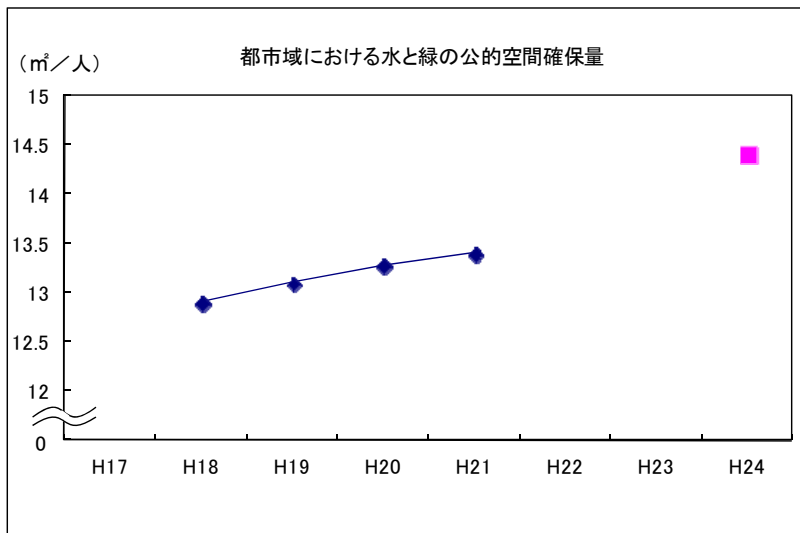
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】

- ・地方再生戦略（平成19年11月地域活性化統合本部決定）「城跡・古墳、歴史的建造物等を生かしたまちなみ形成の支援、都市公園事業等の既存制度の充実による支援について検討する。」

過去の実績値				(年度)	
H17	H18	H19	H20	H21	
-	12.9㎡/人	13.1㎡/人	平成19年度比 約1%増	平成19年度比 約2%増 (速報値)	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ① 国営公園の整備 (◎)
わが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用や広域的レクリエーション需要への対応を図るため、国営沖縄記念公園等の着実な整備を推進している。また、東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点である国営東京臨海広域防災公園の整備を促進している。
予算額：国営公園整備費 約211億円（平成21年度国費）
- ② 都市公園等整備事業に対する補助 (◎)
地方公共団体が行う都市公園等の整備に対して補助を行い、都市公園等の整備を支援する。
予算額：都市公園事業費補助 約345億円（平成21年度国費）
- ③ 古都及び緑地保全事業の推進 (◎)
古都及び緑地保全事業を推進することにより、身近な緑地の保全を図る。
予算額：古都及び緑地保全事業費補助 約44億円（平成21年度国費）
- ④ 特別緑地保全地区内の土地に係る相続税の延納に伴う利子税の特例措置（相続税）
相続税額について延納の許可を受けた者に係る課税相続財産の価額のうちに、特別緑地保全地区にある土地の価額がある場合の利子税の利率の特例措置を講ずる。
- ⑤ 相続税評価額の特例措置（相続税）
特別緑地保全地区内の山林、原野、立木について、評価の軽減措置を講ずる。
- ⑥ 地価税に係る非課税措置（地価税）※平成10年1月1日より当分の間、課税の停止
特別緑地保全地区内の緑地に係る土地の非課税措置を講ずる。
- ⑦ 市街化区域農地に対して課す固定資産税の特例措置（固定資産税）
市街化区域農地のうち、三大都市圏の既成市街地等内の市の区域に存するものに係る宅地並み課税について、特別緑地保全地区内の農地については適用除外とする。
- ⑧ 特別緑地保全地区内の土地の評価の軽減等（相続税）
特別緑地保全地区内の土地（ホテル、料理店等の施設の用に供する土地以外）の山林・宅地に係る評価の軽減措置を講ずる。
- ⑨ 特別緑地保全地区内の土地の評価の軽減等（固定資産税）
特別緑地保全地区内の土地（ホテル、料理店等の施設の用に供する土地以外）の山林・宅地に係る固定資産税の特例措置を講ずる。
- ⑩ 特別緑地保全地区に係る土地に対する非課税措置（特別土地保有税）
特別緑地保全地区内の土地（ホテル、料理店等の施設の用に供する土地以外）に係る特別土地保有税の非課税措置を講ずる。
- ⑪ 市民緑地に係る課税の特例措置（相続税）
市民緑地の用地として貸し付けられている土地の評価の軽減措置を講ずる。
- ⑫ 認定緑化施設に係る課税の特例措置（固定資産税）
緑化施設整備計画の認定を受けた認定緑化施設に係る課税標準の特例措置を講ずる。
- ⑬ 生産緑地に係る相続税の特例措置（相続税）
農地等に係る相続税の納税猶予措置を講ずる。
- ⑭ 生産緑地地区内の農地に係る非課税措置（地価税）
生産緑地地区内の農地等のうち買取りのされていないものに係る地価税の非課税措置を講ずる。
- ⑮ 贈与により農地等を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予（不動産取得税）
贈与により一定割合以上の農地等を取得した場合の不動産取得税について徴収を猶予する（贈与税が免除される場合は納税義務免除）。
- ⑯ 市街化区域農地に対して課する固定資産税の特例措置（固定資産税）
特定市街化区域農地に係る宅地並み課税について、生産緑地地区内の農地については適用除外とする。

関連する事務事業の概要

- ①緑地環境整備総合支援事業の推進 (◎)
都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定及び市民緑地制度による民有緑地の公開などの多様な手法の活用による緑とオープンスペースの確保を支援する。
- ②道路緑化の推進 (◎)
良好な景観を形成し、CO₂の吸収など環境への負荷を軽減するため、良質な緑の道路空間を構築するべく、植樹帯、中央分離帯の植樹等、道路緑化を積極的に進める。
- ③河川における水際の緑化 (◎)
河川において、良好な自然環境の再生のための自然再生や多自然川づくりにより、水と緑の豊かな空間を確保する。
- ④急傾斜地における緑を生かした斜面对策 (◎)
山麓斜面に市街地が接している都市において、土砂災害に対する安全性を高め緑豊かな都市環境を形成するため、一連の樹林帯（グリーンベルト）の整備を推進する。
- ⑤港湾環境整備事業の推進 (◎)
港湾内の生活・労働環境改善などを図り、港湾空間における良好な環境の実現のため、港湾緑地を計画的に整備する。
- ⑥空港周辺緑地整備事業の推進 (◎)
特定飛行場の周辺区域（第3種区域）内の移転補償跡地において緩衝緑地帯等を整備する。
- ⑦下水道施設の緑化等の推進 (◎)
下水道施設の緑化や開水路等を活用したせせらぎ整備等を積極的に進める。
- (注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成21年度の実績値（速報値）は平成19年度比約2%増となり、目標値の達成に向けて順調に推移している。

(事務事業の実施状況)

- ・直轄事業においては、国営滝野すずらん丘陵公園（北海道）等17公園の整備を推進した。
- ・補助事業においては、都市公園事業費補助、古都及び緑地保全事業、緑地環境整備総合支援事業により、地方公共団体による緑とオープンスペースの確保への支援を行った。
- ・良質な緑の道路空間を構築するため、植樹帯、中央分離帯の植樹等、道路緑化を推進した。
- ・自然再生、多自然川づくり等を多摩川、木曽川等で実施。
- ・山麓斜面に市街地が接している都市において、土砂災害に対する安全性を高め緑豊かな都市環境を形成するため、一連の樹林帯（グリーンベルト）の整備を推進。
- ・港湾空間における良好な環境の実現のため、港湾緑地の整備を全国約60港で実施した。
- ・特定飛行場の周辺区域（第3種区域）内の移転補償跡地において緩衝緑地帯等を整備した。
- ・下水道施設の緑化や開水路等を活用したせせらぎ整備等を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成21年度の実績値（速報値）は平成19年度比約2%増となり、目標値の達成に向けて順調に推移している。
- ・都市域における水と緑の公的空間を確保していく上で、平成22年度以降も引き続き公園の整備、緑地の保全・創出、道路・河川・急傾斜地・港湾等の公共空間の緑化を推進していく必要があることから、A-2と評価した。

平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成22年度)

なし

(平成23年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局公園緑地・景観課（課長 小林 昭）
 関係課：道路局環境安全課道路環境調査室（室長 菊地 春海）
 河川局河川環境課（課長 中嶋 章雅）
 河川局砂防部砂防計画課（課長 南 哲行）
 港湾局国際・環境課（課長 塩崎 正孝）
 航空局空港部環境・地域振興課（課長 加松 正利）
 都市・地域整備局下水道部流域管理官（流域管理官 佐々木 一英）

指標 4 3 (業績指標 3 6)

汚水処理人口普及率

評 価

A-1

目標値：約 9 3 % (平成 2 4 年度)
 実績値：約 8 5 % (平成 2 0 年度)
 初期値：約 8 4 % (平成 1 9 年度)

(指標の定義)

総人口に対して、下水道、農業集落排水施設、浄化槽、コミュニティプラント等の汚水処理施設を利用できる人口の割合。

(分母) 総人口

(分子) 下水道、農業集落排水施設、浄化槽、コミュニティプラント等の汚水処理施設を利用できる人口

(目標設定の考え方・根拠)

下水道、農業集落排水施設、浄化槽等各汚水処理施設に係る整備目標値を重ね合わせて、目標値を設定している。

(外部要因)

技術開発の動向、地元の調整状況等

(他の関係主体)

- ・農林水産省 (農業集落排水事業等を所管)
- ・環境省 (浄化槽事業を所管)
- ・地方公共団体 (事業主体)

(重要政策)**【施政方針】**

- ・第 1 6 2 回国会施政方針演説 (平成 1 7 年 1 月 2 1 日)

「下水道や浄化槽の整備のように、複数の省庁にまたがる同種の公共事業を地域再生のため実施する場合には、窓口を一本化して交付金を地方に配分する仕組みをつくります。」

【閣議決定】

なし

【閣決 (重点)】

社会資本整備重点計画 (平成 2 1 年 3 月 3 1 日) 「第 2 章、第 5 章に記載あり」

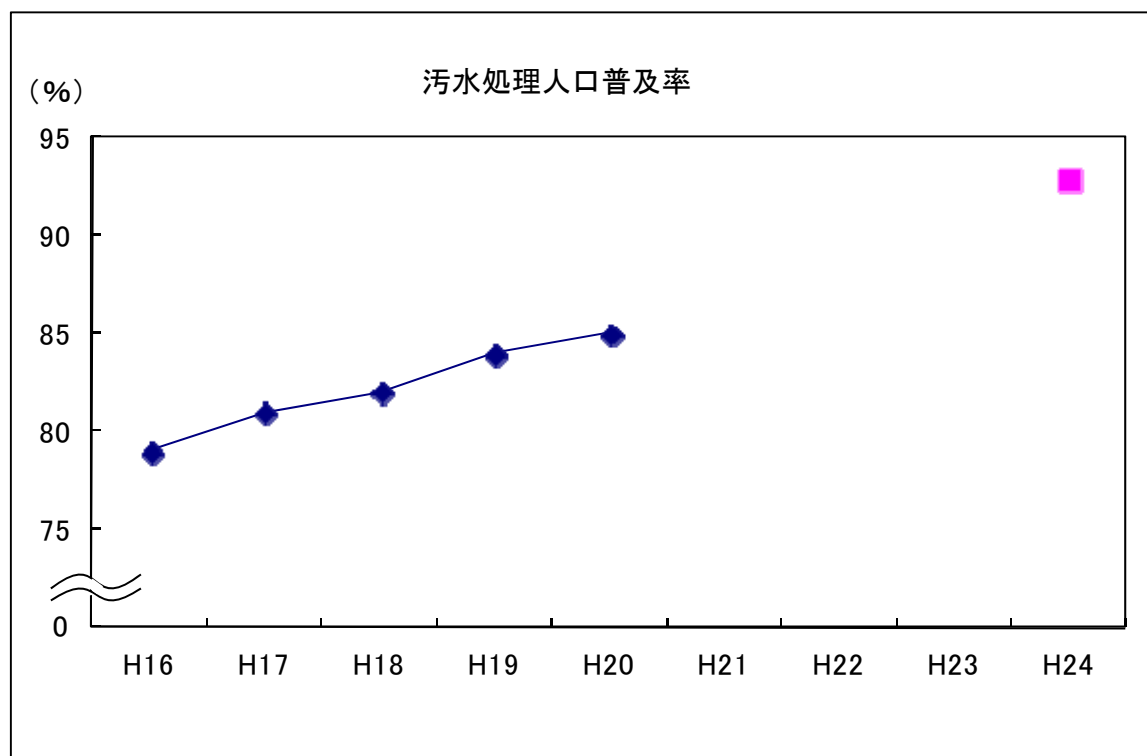
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
約 8 1 %	約 8 2 %	約 8 4 %	約 8 5 %	(集計中)



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 汚水処理施設の整備 (◎)
 - ・ 効率的な汚水処理施設整備を進めるため、地域の特性を踏まえた適切な役割分担の下、下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の整備を連携して実施する。
 - ・ 下水道の整備を促進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。
予算額 6, 328億円の内数(平成21年度国費)
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 汚水処理人口普及率の平成21年度の実績値は集計中であるが、平成20年度の実績値は84.8%で、前年度から1.1%上昇している。平成16年度以降のトレンドを延長すると、平成24年度には目標値をやや下回る。
- ・ 普及状況は地域間、人口規模によって大きな差があり、汚水処理人口普及率が全国平均を超えているのは17都道府県だけである。また、5万人未満の中小市町村における汚水処理人口普及率は69.3%(平成20年度末時点)にとどまっている。

(事務事業の実施状況)

- ・ 地方の自主性・裁量性を高めるため、複数の汚水処理施設(公共下水道、集落排水施設、浄化槽)を一体的に整備する市町村に対し、汚水処理施設間での融通や年度間の事業量の調整が可能な汚水処理施設整備交付金により、汚水処理の普及拡大を推進した。
- ・ 平成19年9月に「人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた都道府県構想の見直しの推進について」を発出し、都道府県構想の早急な見直しを推進した。
- ・ さらに、「下水道未普及解消クイックプロジェクト」では、平成19年度よりモデル市町村において新技術の導入による効率的な整備等の試行的な取組みを実施し、地域の実状に応じた効率的な未普及解消技術の開発とその活用による未普及解消を推進した。
- ・ 平成20年度より公共下水道の整備に対する補助対象範囲の見直しを行い、中小市町村を中心に補助対象範囲を大幅に拡大した。
- ・ 平成21年度には、下水道の普及が遅れている市町村を対象に、人口の集中している地区で補助対象範囲を拡充して概ね10年以内での下水道整備を促進する「下水道未普及解消重点支援制度」を創設し、地域間格差の是正を推進した。

※ 都道府県構想：各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な構想で、水質保全効果や費用比較による経済性等を勘案し、地域の実状に応じた効果的かつ適正な整備手法を選定するもの

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 当指標は平成16年度以降のトレンドを延長すると、平成24年度には目標値をやや下回る。地域間、人口規模による普及率に大きな差があり、その是正のため平成21年度に「下水道未普及解消重点支援制度」を創設している。当制度により、普及率が全国的に見て低い地方公共団体で下水道の整備が進み、今後はさらに上昇幅が増加することが見込めることから、A-1と評価した。
- ・ 引き続き、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた下水道計画の見直しを推進した上で、各汚水処理施設の連携を一層強化するとともに、地域の実状に応じた低コストの下水道整備手法を導入し、効率的な汚水処理施設整備を推進する。

平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成22年度)

- ・ 平成22年度より、従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」を創設する。これにより、従来は補助対象ではなかった関連施設の整備やソフト事業も含めて下水道の整備を支援し、また手続きを簡素化することで下水道整備の一層の推進を図る。

(平成23年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市・地域整備局下水道部下水道事業課(課長 岡久 宏史)

指標 4 4 (業績指標 4 3)

河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減率 (①河川、②湖沼、③閉鎖性海域)

評 価	
①A-1	①目標値：約 7 5 % (平成 2 4 年度) 実績値：約 7 2 % (平成 2 0 年度) 初期値：約 7 1 % (平成 1 9 年度)
②B-1	②目標値：約 5 9 % (平成 2 4 年度) 実績値：約 5 5 % (平成 2 0 年度) 初期値：約 5 5 % (平成 1 9 年度)
③A-1	③目標値：約 7 4 % (平成 2 4 年度) 実績値：約 7 2 % (平成 2 0 年度) 初期値：約 7 1 % (平成 1 9 年度)

(指標の定義)

対象とする水域に係る流域内で発生する汚濁負荷量に対する河川事業及び下水道事業で削減した負荷量の割合から流域内の水質改善を示す指標。

河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減率=①/②

①：対象とする水域 (注) に係る流域内で河川事業及び下水道事業により削減した汚濁負荷量

②：対象とする水域 (注) に係る流域内の家庭、事業場等の各汚濁負荷発生源から排出される負荷量等を発生汚濁負荷量として算定

(注) 対象とする水域は、河川は水環境改善緊急行動計画 (清流ルネッサンスⅡ) 対象河川、湖沼は湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼、閉鎖性海域は三大湾である。

(目標設定の考え方・根拠)

将来値の算定は、各流域の流域別下水道整備総合計画 (流総計画)、湖沼水質保全計画、水環境改善緊急行動計画 (清流ルネッサンスⅡ) で定められている目標、東京湾再生計画等の海の再生に関する目標を基に算定している。

(外部要因)

技術開発、地元の調整状況等

(他の関係主体)

地方公共団体 (事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・ 2 1 世紀環境立国戦略 (平成 1 9 年 6 月 1 日) 「閉鎖性海域等の水質汚濁対策、・・・などの総合的な取組を推進することにより、多様な魚介類等が生息し、人々がその恵沢を将来にわたり享受できる自然の恵み豊かな豊饒の「里海」の創生を図る。水質、水量の観点のみならず、生物多様性の保全の観点も含め、湖沼の汚濁負荷メカニズムの解明や水質汚濁対策の実施、水域と陸域の推移帯 (水辺エコトーン) におけるヨシ群落の保全再生などの取組を進め、それぞれの湖沼の特色に応じた豊かな湖沼環境の再生を図る。」

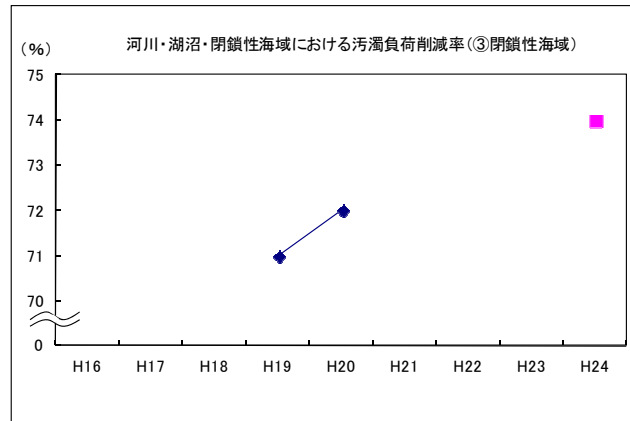
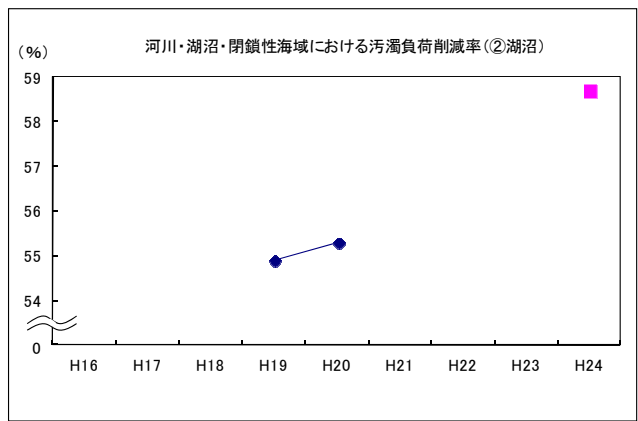
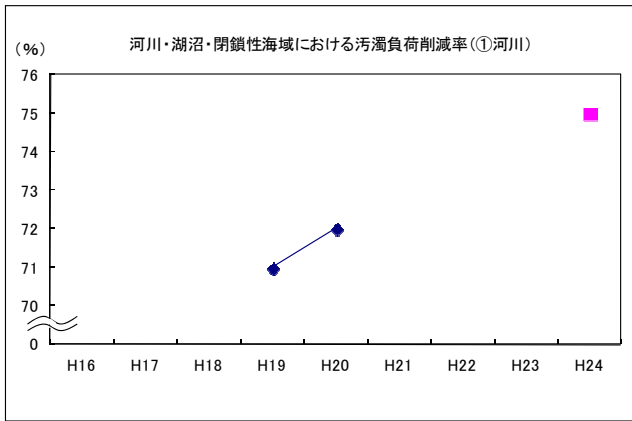
【閣決 (重点)】

社会資本整備重点計画 (平成 2 1 年 3 月 3 1 日) 「第 2 章及び第 5 章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値	(年度)				
	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
①河川	①-	①-	①約 7 1 %	①約 7 2 %	① (集計中)
②湖沼	②-	②-	②約 5 5 %	②約 5 5 %	② (集計中)
③閉鎖性海域	③-	③-	③約 7 1 %	③約 7 2 %	③ (集計中)



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 浄化事業の実施(◎)
 - ・河川において浄化浚渫や浄化施設等の設置を進め、水環境の改善を実現する。
 予算額：河川事業費等10,739億円の内数(平成21年度)
- 下水道による河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減(◎)
 - ・河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減を図るため、下水道事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。
 予算額：下水道事業費補助等6,328億円の内数(平成21年度国費)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

- ・関係機関及び流域自治体とも連携し、水環境の改善事業を推進。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・当指標の平成21年度の実績値は集計中であるが、平成19年度から平成20年度の実績値は①河川及び③閉鎖性海域において順調な進捗が図られており、平成24年度に目標値を達成すると見込まれる。
- ・一方、②湖沼においては平成19年度から平成20年度にかけては微増にとどまっている。

(事務事業の実施状況)

- ・平成20年度に公共下水道の整備に対する補助対象範囲の見直しを行い、中小市町村を中心に補助対象範囲を大幅に拡大し、河川・湖沼・閉鎖性海域における水質環境基準の達成に向けて、下水道施設の整備を推進した。
- ・平成20年度に新世代下水道支援事業制度を拡充して下水道水環境保全効果向上支援制度を創設し、接続率の向上を図った。
- ・平成20年4月に「市街地のノンポイント対策に関する手引き(案)」の改訂を行い、河川・湖沼・閉鎖性海域におけるノンポイントからの汚濁負荷量削減を推進した。
- ・平成20年度は大和川(大阪府)、霞ヶ浦(茨城県)等、水環境が著しく悪化している河川や湖沼を対象に重点的に浄化対策を実施した。
- ・平成21年度には、「下水道未普及解消重点支援制度」を創設し、下水道の普及が遅れている市町村等を中心に下水道の普及を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・①河川・②湖沼・③閉鎖性海域における汚濁負荷削減率は増加傾向にあり、①河川・③閉鎖性海域においては目標値に向けて着実に進捗しているが、②湖沼においては目標達成に向けたトレンドを下回っている。しかし、

平成21年度に下水道未普及解消重点支援制度を創設する等、下水道事業による水質保全・向上や美しい水環境の創造を図るための新たな取組みを実施しており、今後は「今後の湖沼水質管理の指標について（案）」（平成22年3月作成）に基づいて多様な視点で湖沼水質の評価を行い、水環境の改善を図ることとしているため、河川・閉鎖性海域においてはA-1、湖沼においてはB-1と評価した。

- 引き続き、河川・湖沼・閉鎖性海域における水質改善を着実に推進するために、計画的な投資と事業展開が必要であるとともに、効率的な事業執行を図っていく必要がある。

平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成22年度）

- 平成22年度より、従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」を創設する。これにより、従来は補助対象ではなかった関連施設の整備やソフト事業も含めて下水道の整備を支援し、また手続きを簡素化することで下水道整備の一層の推進を図る。
- 平成22年度より「今後の湖沼水質管理の指標について（案）」（平成22年3月作成）に基づく水質調査を実施し、従来の環境基準の項目にとらわれない多様な視点から湖沼水質の評価を行い、湖沼水質の向上を図る。

（平成23年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：河川局河川環境課（課長 中嶋 章雅）
都市・地域整備局下水道部流域管理官（流域管理官 佐々木 一英）

指標45（業績指標23）

三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合

評価	
A-2	目標値：約45%（平成24年度） 実績値：約42%（平成21年度） 初期値：約40%（平成19年度）

（指標の定義）

三大湾（東京湾、大阪湾、伊勢湾）において、水質改善等を図るため、深掘跡の埋め戻しや覆砂等の底質改善が必要な区域（3,100ha）のうち、改善した割合。（底質改善を実施した面積）／（底質改善が必要な区域の面積）

（目標設定の考え方・根拠）

長期的には底質改善した区域の割合を100%とすることを目標として、平成19年度までに1,252ha（深掘跡埋め戻し500ha、覆砂等752ha）を改善。

平成24年度までに約45%の区域を改善することを目標値として、平成20年度から平成24年度までに130ha（深掘跡埋め戻し80ha、覆砂等50ha）を改善する。

$$(1,252\text{ha} + 130\text{ha}) / 3,100\text{ha} = 0.446 \approx \text{約}45\%$$

（外部要因）

地元調整の状況等

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- 第三次環境基本計画（平成18年4月7日）

閉鎖性海域においては、失われつつある自然海岸、干潟、藻場等浅海域について、適切な保全を図り、干潟・海浜、藻場等の再生、底質環境の改善に向けた取組みを推進します。（第2部第1章第4節3）

- 21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）

閉鎖性水域の水質汚濁対策の推進。（第3章戦略6③）

- 第三次生物多様性国家戦略（平成19年11月27日）

港湾整備により発生した浚渫土砂を有効活用し、深掘跡の埋め戻しを推進します。（第2部第1章9節）

汚染の著しい海域などにおいて、覆砂を行うことにより、海域における水質浄化対策を実施していきます。（第2部第1章9節）

- 海洋基本計画（平成20年3月18日）

内湾等の閉鎖性海域において、赤潮や貧酸素水塊の発生により生物の生息・生育環境が悪化している。水環境の改善を図るため、覆砂等による底質改善を総合的・計画的に推進する。（第2部2（2））

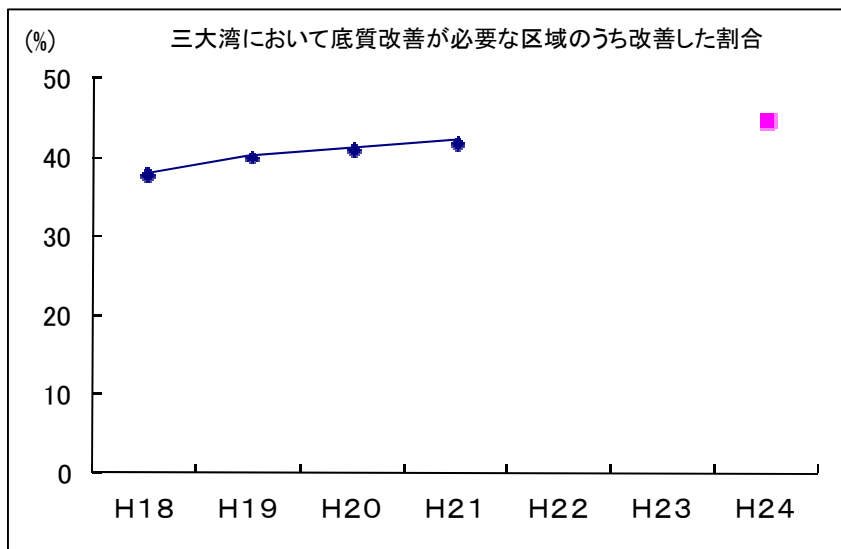
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H17	H18	H19	H20	H21	
—	38.0%	40.3%	41.4%	42.3%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○港湾空間における自然環境の保全・再生及び創出 (◎)

港湾整備により発生する浚渫土砂を活用して、深掘跡の埋め戻し、覆砂等を実施。

予算額：港湾整備事業費 3, 733 億円の内数 (平成 21 年度)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

深掘跡の埋め戻し、覆砂等の取組により、底質改善された割合は着実に増加している。平成 21 年度までに 1, 314 ha を改善した。平成 20 年度から平成 21 年度まで 0.9% 改善しており、このトレンドだと目標達成が可能となる。

(事務事業の実施状況)

平成 20 年度に伊勢湾での整備が完了している。平成 21 年度は東京湾、大阪湾において、港湾整備により発生する浚渫土砂を活用した深掘跡の埋め戻し、覆砂等を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

現在のトレンドが継続すれば目標を達成するため A-2 と評価した。平成 24 年度の目標達成に向け、引き続き深掘跡の埋め戻し、覆砂等を推進していく。

平成 22 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 22 年度)

なし

(平成 23 年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：港湾局国際・環境課 (課長 塩崎 正孝)

指標 4 6-1 (業績指標 4 1)

水辺の再生の割合 (河川)

評 価

A-2

目標値：約 4 割 (平成 2 4 年度)
 実績値：約 2 6 % (平成 2 1 年度)
 初期値：約 2 割 (平成 1 9 年度)

(指標の定義)

過去の開発等により人工的な構造物で覆われた水辺 (河岸延長：1, 2 7 0 km) や海岸侵食によって失われた砂浜 (砂浜延長：4 6 0 km) のうち復元・再生する割合

水辺の再生の割合 (海岸) = ① / ②

①：復元・再生した河岸や砂浜の延長

②：過去の開発等により人工的な構造物で覆われた水辺や海岸侵食によって失われた砂浜の延長

(目標設定の考え方・根拠)

長期的には回復可能な延長の 1 0 0 % を再生・回復することを目標に、平成 2 4 年度までに達成可能な値として設定

(外部要因)

地元調整の状況等

(他の関係主体)

農林水産省、地方公共団体 (事業主体)

(重要政策)**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

- ・ 2 1 世紀環境立国戦略 (平成 1 9 年 6 月 1 日)
百年先を見通した我が国の生物多様性の保全 (3. 戦略 2 ③)
豊かな水辺づくり (3. 戦略 6 ③)
- ・ 第三次生物多様性国家戦略 (平成 1 9 年 1 1 月 2 7 日)
河川・湿原など (第 2 部第 1 章第 8 節)
沿岸・海洋 (第 2 部第 1 章第 9 節)
- ・ 海洋基本計画 (平成 2 0 年 3 月 1 8 日)
沿岸域の総合的管理 (第 2 部 9)
- ・ 国土形成計画 (平成 2 0 年 7 月 4 日)
流域圏に着目した国土管理 (第 2 部第 6 章第 1 節)
海域の利用と保全 (第 2 部第 6 章第 5 節)
- ・ 国土利用計画 (全国計画) (平成 2 0 年 7 月 4 日)
環境の保全と美しい国土の形成 (3. (5))
- ・ 生物多様性国家戦略 2 0 1 0 (平成 2 2 年 3 月 1 6 日)
河川・湿原など (第 2 部第 1 章第 8 節)
沿岸・海洋 (第 2 部第 1 章第 9 節)

【閣決 (重点)】

- ・ 社会資本整備重点計画 (平成 2 1 年 3 月 3 1 日) 「第 2 章及び第 5 章に記載あり」

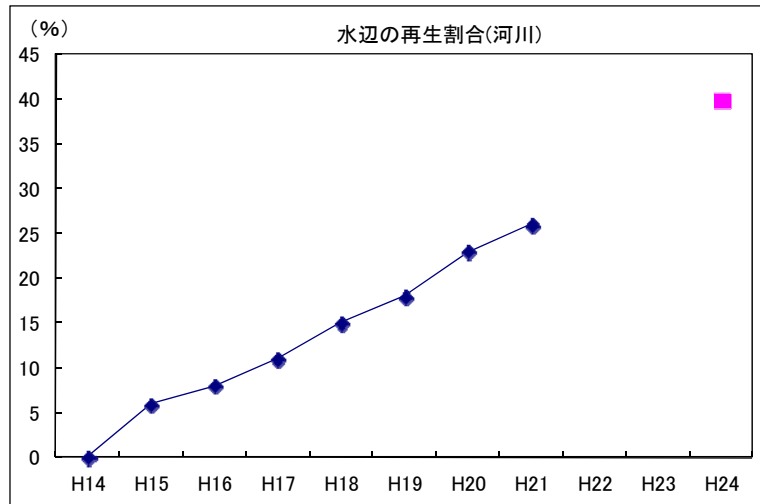
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
約 1 1 %	約 1 5 %	約 1 8 %	約 2 3 %	約 2 6 %



事務事業の概要

主な事務事業の概要

①自然再生、多自然川づくり等 (◎)

河川において、良好な自然環境の再生のための自然再生事業や多自然川づくりを推進。

予算額：河川事業費等 10,739 億円（平成 21 年度）の内数

②渚の創生事業 (◎)

海岸侵食によって失われた砂浜に対し、沿岸域等において堆積傾向にある箇所への余剰土砂や各種の事業によって生じる浚渫土砂を有効活用し、効率的な海岸侵食対策を進める。

予算額：海岸事業費 1,027 億円（平成 21 年度）の内数

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成 21 年度の実績値は約 26% であり、目標達成に向けて着実な進捗を示している。
- ・平成 14 年度から自然再生事業を創設し、重点的に取り組んでいるところであり、着実に事業の進捗が図られてきた。
- ・海浜の整備や侵食対策などにより良好な砂浜の保全創出が促進された。

(事務事業の実施状況)

- ・自然再生等を阿賀川（福島県）、豊川（愛知県）を含む 65 箇所を実施
- ・渚の創生事業を鹿嶋海岸（茨城県）、伏木富山港海岸（富山県）を含む 9 箇所を実施

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は目標達成に向けて着実な進捗を示していることから A-2 と評価した。
- ・「多自然川づくり基本指針」を踏まえ、事業推進にあたっての人材育成及びアドバイザーの現地への派遣等の技術的支援等を実施する。
- ・効率的な土砂管理対策により砂浜の創出に努める。

平成 22 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 22 年度)

なし

(平成 23 年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：河川局河川環境課 (課長 中嶋 章雅)

関係課：河川局海岸室 (室長 五十嵐 崇博)

港湾局海岸・防災課 (課長 梶原 康之)

指標 4 6-2 (業績指標 1 9)

水辺の再生の割合 (海岸)

評 価

A-2	目標値：約 4 割 (平成 2 4 年度) 実績値：約 2 6 % (平成 2 1 年度) 初期値：約 2 割 (平成 1 9 年度)
-----	---

(指標の定義)

過去の開発等により人工的な構造物で覆われた水辺 (河岸延長：1, 2 7 0 km) や海岸侵食によって失われた砂浜 (砂浜延長：4 6 0 km) のうち復元・再生する割合

水辺の再生の割合 (海岸) = ① / ②

①：復元・再生した河岸や砂浜の延長

②：過去の開発等により人工的な構造物で覆われた水辺や海岸侵食によって失われた砂浜の延長

(目標設定の考え方・根拠)

長期的には回復可能な延長の 1 0 0 % を再生・回復することを目標に、平成 2 4 年度までに達成可能な値として設定

(外部要因)

地元調整の状況等

(他の関係主体)

農林水産省、地方公共団体 (事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・ 2 1 世紀環境立国戦略 (平成 1 9 年 6 月 1 日)
百年先を見通した我が国の生物多様性の保全 (3. 戦略 2 ③)
豊かな水辺づくり (3. 戦略 6 ③)
- ・ 第三次生物多様性国家戦略 (平成 1 9 年 1 1 月 2 7 日)
河川・湿原など (第 2 部第 1 章第 8 節)
沿岸・海洋 (第 2 部第 1 章第 9 節)
- ・ 海洋基本計画 (平成 2 0 年 3 月 1 8 日)
沿岸域の総合的管理 (第 2 部 9)
- ・ 国土形成計画 (平成 2 0 年 7 月 4 日)
流域圏に着目した国土管理 (第 2 部第 6 章第 1 節)
海域の利用と保全 (第 2 部第 6 章第 5 節)
- ・ 国土利用計画 (全国計画) (平成 2 0 年 7 月 4 日)
環境の保全と美しい国土の形成 (3. (5))
- ・ 生物多様性国家戦略 2 0 1 0 (平成 2 2 年 3 月 1 6 日)
河川・湿原など (第 2 部第 1 章第 8 節)
沿岸・海洋 (第 2 部第 1 章第 9 節)

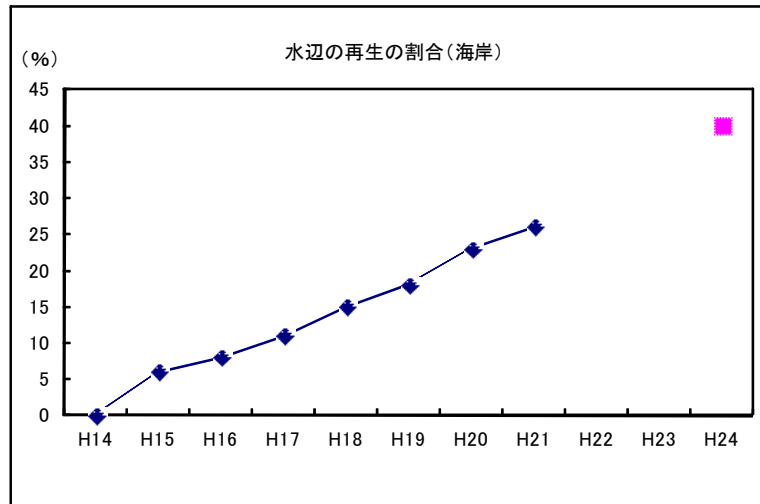
【閣決 (重点)】

- ・ 社会資本整備重点計画 (平成 2 1 年 3 月 3 1 日) 「第 2 章及び第 5 章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値							(年度)
H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
約 0 %	約 6 %	約 8 %	約 1 1 %	約 1 5 %	約 1 8 %	約 2 3 %	約 2 6 %



事務事業の概要

主な事務事業の概要

①自然再生、多自然川づくり等 (◎)

河川において、良好な自然環境の再生のための自然再生事業や多自然川づくりを推進。
河川等事業費10,739億円(平成21年度)の内数

②渚の創生事業 (◎)

海岸侵食によって失われた砂浜に対し、沿岸域等において堆積傾向にある箇所^のの余剰土砂や各種の事業によって生じる浚渫土砂を有効活用し、効率的な海岸侵食対策を進める。

海岸事業費1,027億円(平成21年度)の内数

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成21年度の実績値は約26%であり、目標達成に向けて着実な進歩を示している。
- ・平成14年度から自然再生事業を創設し、重点的に取り組んでいるところであり、着実に事業の進捗が図られてきた。
- ・海浜の整備や侵食対策などにより良好な砂浜の保全創出が促進された。

(事務事業の実施状況)

- ・自然再生、多自然川づくり等を阿賀川(福島県)、豊川(愛知県)等で実施
- ・渚の創生事業を鹿嶋海岸(茨城県)、奈半利港海岸(高知県)を含む9箇所^で実施

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は目標達成に向けて着実な進歩を示していることからA-2と評価した。
- ・「多自然川づくり基本指針」を踏まえ、事業推進にあたっての人材育成及びアドバイザーの現地への派遣等の技術的支援等を実施する。
- ・効率的な土砂管理対策により砂浜の創出に努める。

平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成22年度)

なし

(平成23年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：河川局海岸室(室長 五十嵐 崇博)
港湾局海岸・防災課(課長 梶原 康之)
関係課：河川局河川環境課(課長 中嶋 章雅)

指標 47-1 (業績指標 21)
 湿地・干潟の再生の割合 (港湾)

評価

B-2	目標値：約3割 (平成24年度) 実績値：約2割 (平成21年度) 初期値：約2割 (平成19年度)
-----	--

(指標の定義)

過去の開発等により失われた良好な自然環境である湿地、干潟の中で、回復可能な面積約7,000ha (湿地3,000ha、干潟4,000ha)のうち自然再生事業等の実施により復元・再生した割合。

湿地・干潟の再生の割合=①/②

①：復元・再生した面積

②：過去の開発等により失われた良好な自然環境である湿地、干潟の中で回復可能な面積

(目標設定の考え方・根拠)

長期的には回復可能な面積の100%を再生・回復することを目標として、平成19年度までに1,506ha (湿地47ha、干潟1,459ha)を再生。

平成24年度までに約3割の湿地・干潟を再生することを目標値として、平成20年度から平成24年度までに670ha (湿地600ha、干潟70ha)を再生する。

$(1,506\text{ha} + 670\text{ha}) / 7,000\text{ha} = 0.31 = \text{約}3\text{割}$

(外部要因)

地元調整の状況等

(他の関係主体)

地方公共団体 (事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- 第三次環境基本計画 (平成18年4月7日)

閉鎖性海域においては、失われつつある自然海岸、干潟、藻場等浅海域について、適切な保全を図り、干潟・海浜、藻場等の再生、底質環境の改善に向けた取組みを推進します。(第2部第1章第4節3)

- 21世紀環境立国戦略 (平成19年6月1日)

藻場、干潟、サンゴ礁等の保全・再生・創出を推進。失われてきた河川の氾濫原における湿地の再生。(第3章戦略6③)

- 第三次生物多様性国家戦略 (平成19年11月27日)

港湾整備により発生した浚渫土砂を有効活用し、干潟・藻場等の造成を推進します (第2部第1章9節)

失われてきた河川などの良好な自然環境の再生を図るため、特に国民や地域社会の関心が高い地域などにおいては、河川などの自然再生事業を重点的・集中的に実施します。(第2部第1章第8節)

- 海洋基本計画 (平成20年3月18日)

浅海域の藻場、干潟、サンゴ礁等については、海洋の生物多様性や環境浄化機能を確保し、海洋の自然景観を保全する上で重要な場所であるが、過去にその多くが失われているため、干潟等の積極的な再生・回復を推進する。(第2部2(1))

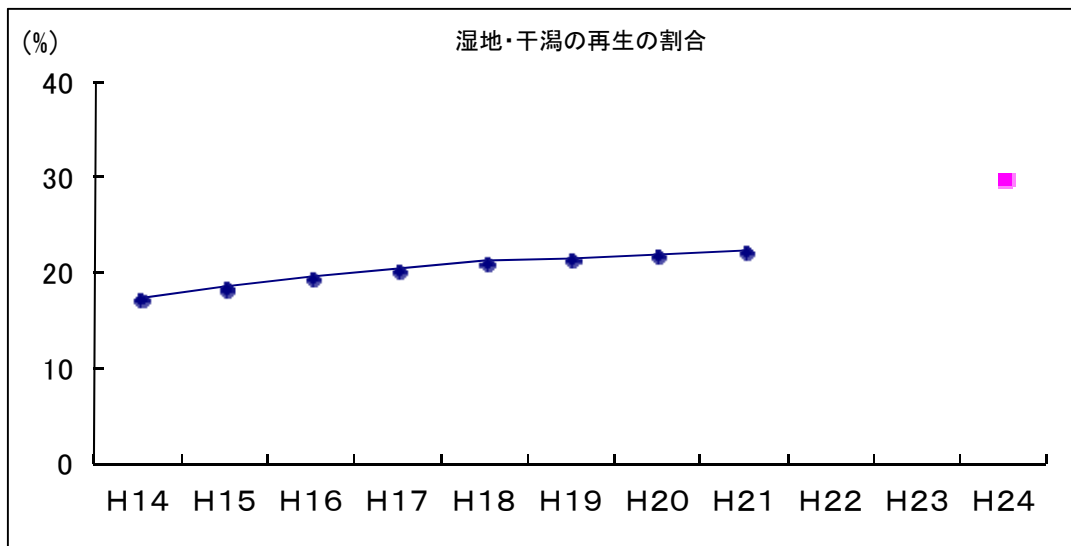
【閣決 (重点)】

社会資本整備重点計画 (平成21年3月31日)「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
20.4%	21.2%	21.5%	22.0%	22.4%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

①河川における湿地・干潟の再生 (◎)

河川において、湿地や干潟を再生する自然再生事業を推進することにより、良好な河川環境の保全・再生を図る。

予算額：河川事業費等 10,739 億円の内数（平成 21 年度）

②港湾空間における自然環境の保全、再生及び創出 (◎)

港湾において、浚渫土砂等を活用して、良好な自然環境である海浜・干潟等の保全・再生・創出を図る。

予算額：港湾整備事業費 3,733 億円の内数（平成 21 年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成 24 年度の目標に対して、現在の進捗率はやや低いものの、自然再生事業等の実施により、平成 14 年度から平成 21 年度までに約 5% の進捗が図られており、湿地・干潟の再生割合は増加している。

（事務事業の実施状況）

堺泉北港（大阪府）、広島港（広島県）等にて干潟の再生を行っている。またリサイクル材の干潟造成への活用に向けて、三河湾において現地実証実験、モニタリングを行っている。

平成 14 年度から自然再生事業を創設し、多摩川（東京都）、釧路川（北海道）等にて湿地の再生を行っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

自然再生事業等は複数年かけて完了するものであるため、事業完了時点において湿地・干潟再生面積を計上する当該指標の現時点の進捗率はやや低いものの、今後の取組により湿地・干潟の再生割合が増加され、目標達成が見込まれることから B-2 と評価し、引き続き自然再生事業等を推進していく。

平成 22 年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成 22 年度）

なし

（平成 23 年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：港湾局国際・環境課（課長 塩崎 正孝）

関係課：河川局河川環境課（課長 中嶋 章雅）

指標 47-2 (業績指標 42)
 湿地・干潟の再生の割合 (河川)

評価	
B-2	目標値：約3割 (平成24年度) 実績値：約2割 (平成21年度) 初期値：約2割 (平成19年度)

(指標の定義)
 過去の開発等により失われた良好な自然環境である湿地、干潟の中で、回復可能な面積約7,000ha (湿地3,000ha、干潟4,000ha)のうち自然再生事業等の実施により復元・再生した割合。

(目標設定の考え方・根拠)
 長期的には回復可能な面積の100%を再生・回復することを目標として、平成19年度までに1,506ha (湿地47ha、干潟1,459ha)を再生。
 平成24年度までに約3割の湿地・干潟を再生することを目標値として、平成20年度から平成24年度までに670ha (湿地600ha、干潟70ha)を再生する。
 $(1,506ha + 670ha) / 7,000ha = 0.31 = \text{約}3\text{割}$

(外部要因)
 地元調整の状況等

(他の関係主体)
 地方公共団体 (事業主体)

(重要政策)
【施政方針】
 なし

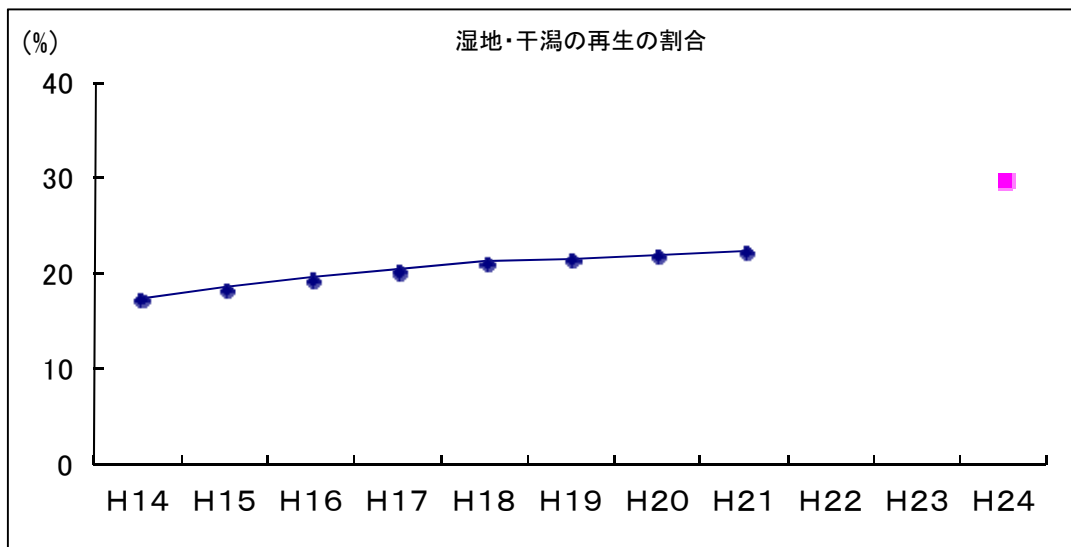
【閣議決定】

- 第三次環境基本計画 (平成18年4月7日)
 閉鎖性海域においては、失われつつある自然海岸、干潟、藻場等浅海域について、適切な保全を図り、干潟・海浜、藻場等の再生、底質環境の改善に向けた取組みを推進します。(第2部第1章第4節3)
- 21世紀環境立国戦略 (平成19年6月1日)
 藻場、干潟、サンゴ礁等の保全・再生・創出を推進。失われてきた河川の氾濫原における湿地の再生。(第3章戦略6③)
- 第三次生物多様性国家戦略 (平成19年11月27日)
 港湾整備により発生した浚渫土砂を有効活用し、干潟・藻場等の造成を推進します (第2部第1章9節)
 失われてきた河川などの良好な自然環境の再生を図るため、特に国民や地域社会の関心が高い地域などにおいては、河川などの自然再生事業を重点的・集中的に実施します。(第2部第1章第8節)
- 海洋基本計画 (平成20年3月18日)
 浅海域の藻場、干潟、サンゴ礁等については、海洋の生物多様性や環境浄化機能を確保し、海洋の自然景観を保全する上で重要な場所であるが、過去にその多くが失われているため、干潟等の積極的な再生・回復を推進する。(第2部2(1))

【閣決(重点)】
 社会資本整備重点計画 (平成21年3月31日)「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】
 なし

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
20.4%	21.2%	21.5%	22.0%	22.4%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

①河川における湿地・干潟の再生 (◎)

河川において、湿地や干潟を再生する自然再生事業を推進することにより、良好な河川環境の保全・再生を図る。

予算額：河川事業費等 10,739 億円の内数（平成 21 年度）

②港湾空間における自然環境の保全、再生及び創出 (◎)

港湾において、浚渫土砂等を活用して、良好な自然環境である海浜・干潟等の保全・再生・創出を図る。

予算額：港湾整備事業費 3,733 億円の内数（平成 21 年度）

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成 24 年度の目標に対して、現在の進捗率はやや低く、トレンドでは目標を達成していないが、自然再生事業等の実施により、平成 14 年度から平成 21 年度までに約 5% の進捗が図られており、湿地・干潟の再生割合は着実に増加している。

(事務事業の実施状況)

堺泉北港（大阪府）、広島港（広島県）等にて干潟の再生を行っている。またリサイクル材の干潟造成への活用に向けて、三河湾において現地実証実験、モニタリングを行っている。

平成 14 年度から自然再生事業を創設し、石狩川（北海道）、遠賀川（福岡）等にて湿地の再生を行っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・自然再生事業等は複数年かけて完了するものであるため、事業完了時点において湿地・干潟再生面積を計上する当該指標の現時点の進捗率はやや低くトレンドでは目標を達成していないが、平成 24 年までに釧路川（北海道）等で湿地・干潟の再生が見込まれることから B-2 と評価し、引き続き自然再生事業等を推進していく。
- ・「多自然川づくり基本指針」を踏まえ、事業推進にあたっての人材育成及びアドバイザーの現地への派遣等の技術的支援等を実施する。

平成 22 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 22 年度)

なし

(平成 23 年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：河川局河川環境課（課長 中嶋 章雅）

関係課：港湾局国際・環境課（課長 塩崎 正孝）

指標 48-1 (業績指標 85)

総合的な土砂管理に基づき土砂の流れが改善された数 (河川)

評 価

B-2

目標値：190 (平成24年度)
 実績値：24 (平成21年度)
 初期値：3 (平成19年度)

(指標の定義)

土砂の流れに支障があり問題が発生している溪流、河川、海岸において、総合的な土砂管理に基づき、土砂の流れを改善することに資する事業に着手した数の累積

(目標設定の考え方・根拠)

土砂移動に起因して問題の発生している溪流、河川、海岸において、問題解決に向けた事業の連携方針(総合土砂管理連携方針)が策定された水系等における対策数を計上している。

(外部要因)

河川、海岸の利用者等の利用状況、地元調整の状況等

(他の関係主体)

農林水産省、地方公共団体(事業実施主体)

(重要政策)**【施政方針】**

- ・ 第162回国会施政方針演説(平成17年1月21日)
「一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- ・ 第166回国会施政方針演説(平成19年1月26日)
「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。」
- ・ 第169回国会施政方針演説(平成20年1月18日)
「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害者をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」
- ・ 第174回国会施政方針演説(平成22年1月29日)
「災害列島といわれる日本の安全を確保する責任を負う者として、防災、そして少しでも被害を減らしていく「減災」に万全を期さねばならないとあらためて痛感しました。」

【閣議決定】

- ・ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005(平成17年6月21日)
「公共施設及び住宅等の耐震化等の大規模地震対策、治山治水対策をはじめとした防災対策投資等を推進する」(第3章2.)
- ・ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(平成18年7月7日)
「大規模水害・土砂災害対策、津波・高潮対策、豪雪対策をはじめとした防災対策を推進する」(第4章4.)
- ・ 経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月19日)
「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する」(第4章5.)
- ・ 経済財政改革の基本方針2008(平成20年6月27日)
「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する」(第5章3.)
- ・ 第三次生物多様性国家戦略(平成19年11月27日)
(第2部第1章第8節)
- ・ 海洋基本計画(平成20年3月18日)
沿岸域の総合的管理(第2部9)
- ・ 国土形成計画(平成20年7月4日)
流域圏に着目した国土管理(第2部第6章第1節)
- ・ 国土利用計画(全国計画)(平成20年7月4日)
環境の保全と美しい国土の形成(3.(5))

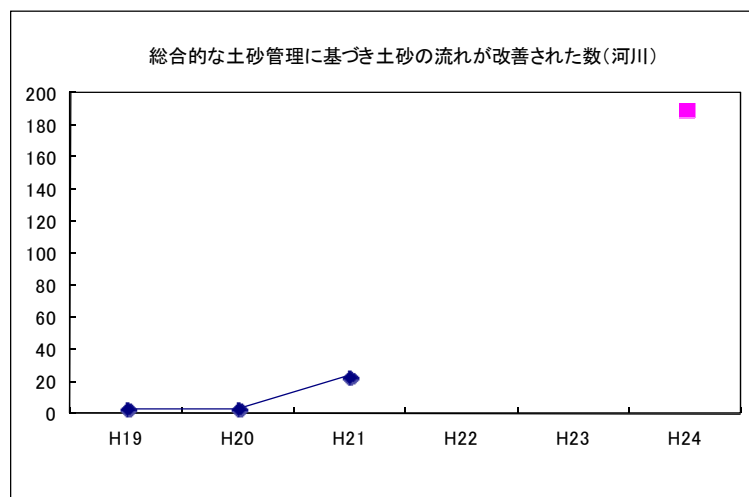
【閣決(重点)】

- ・ 社会資本整備重点計画(平成21年3月31日)「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H17	H18	H19	H20	H21	
—	—	3	3	24	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

(予算)

① 砂防設備の整備 (◎)

土砂流出による災害から人命、財産等を守ることを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：(直轄) 砂防事業費 897 億円の内数 (平成 21 年度)

(補助) 砂防事業費 910 億円の内数 (平成 21 年度)

② 地すべり防止施設の整備 (◎)

人家、公共建物等に対する地すべり等による被害を防止・軽減することを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：(直轄) 地すべり対策事業費 86 億円の内数 (平成 21 年度)

(補助) 地すべり対策事業費 182 億円の内数 (平成 21 年度)

③ 急傾斜地崩壊対策施設の整備 (◎)

急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護することを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：(補助) 急傾斜地崩壊対策事業費 572 億円の内数 (平成 21 年度)

④ 渚の創生事業 (◎)

海岸侵食によって失われた砂浜に対し、沿岸域等において堆積傾向にある箇所の余剰土砂や各種の事業によって生じる浚渫土砂を有効活用し、効率的な海岸侵食対策を進める。

予算額：海岸事業費 1,027 億円の内数 (平成 21 年度)

(税制)

① 砂防設備の設置のために地役権を設定する場合の譲渡所得の特別控除適用 (所得税)

導流堤及び遊砂地の設置のために設定される地役権の対価が一定価格を超える場合、譲渡取得について特別控除を適用し、砂防設備の整備推進に寄与。

② 砂防指定地に対する固定資産税の課税標準の特例 (固定資産税)

砂防法第 2 条の規定に基づき指定された砂防指定地のうち、山林に係る固定資産評価額について減免措置を適用し、砂防設備の整備促進に寄与。

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 平成 21 年度までの実績値は 24 であり、トレンドとしては目標達成を示していないが、総合的な土砂管理に基づき土砂の流れを改善する事業の着手数は増加を示している。一方、土砂移動に起因して問題の発生している水系等において、今後、さらに業績指標の実績値の条件となる総合土砂管理連携方針を策定していくことで、業績指標の実績値は伸びるものとする。

(事務事業の実施状況)

- 手取川水系など、先行するモデル水系や沿岸を選定し、総合的な土砂管理に基づき連携した取組の方針について関係機関との合意を進めている。

- ・ 気候変動による流出土砂量の増大や海面上昇に起因する汀線後退に対応するため、総合的な土砂管理の取組を推進している。
- ・ 土砂流出をコントロールし適正な土砂移動を確保するため、透過型砂防えん堤の整備を推進している。
- ・ 河道掘削土砂や浚渫土砂で養浜を行うなど、河道管理等と連携した海岸侵食対策を推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値が達成できないが、モデル水系や沿岸において現在取り組む関係機関との連携方針の合意が図られることで、今後の実績値の上昇が見込まれる。よって業務指標はB-2と評価した。
- ・ 業績指標の進捗の条件となる総合的な土砂管理に基づく連携方針の策定を引き続き推進する。
- ・ 土砂移動の変化に起因する問題に適応するため、総合的な土砂管理の取組を引き続き推進する。

平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成22年度)

なし

(平成23年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：河川局砂防部保全課(課長 森山 裕二)

関係課：海岸室(室長 五十嵐 崇博)

港湾局海岸・防災課(課長 梶原 康之)

指標 48-2 (業績指標 93)

総合的な土砂管理に基づき土砂の流れが改善された数 (海岸)

評価

B-2	目標値：190 (平成24年度) 実績値：24 (平成21年度) 初期値：3 (平成19年度)
-----	---

(指標の定義)

土砂の流れに支障があり問題が発生している溪流、河川、海岸において、総合的な土砂管理に基づき、土砂の流れを改善することに資する事業に着手した数の累積

(目標設定の考え方・根拠)

土砂移動に起因して問題の発生している溪流、河川、海岸において、問題解決に向けた事業の連携方針 (総合土砂管理連携方針) が策定された水系等における対策数を計上している。

(外部要因)

河川、海岸の利用者等の利用状況、地元調整の状況等

(他の関係主体)

農林水産省、地方公共団体 (事業実施主体)

(重要政策)

【施政方針】

- ・ 第162回国会施政方針演説 (平成17年1月21日)
「一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- ・ 第166回国会施政方針演説 (平成19年1月26日)
「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。」
- ・ 第169回国会施政方針演説 (平成20年1月18日)
「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害者をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」
- ・ 第174回国会施政方針演説 (平成22年1月29日)
「災害列島といわれる日本の安全を確保する責任を負う者として、防災、そして少しでも被害を減らしていく「減災」に万全を期さねばならないとあらためて痛感しました。」

【閣議決定】

- ・ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005 (平成17年6月21日)
「公共施設及び住宅等の耐震化等の大規模地震対策、治山治水対策をはじめとした防災対策投資等を推進する」(第3章2.)
- ・ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006 (平成18年7月7日)
「大規模水害・土砂災害対策、津波・高潮対策、豪雪対策をはじめとした防災対策を推進する」(第4章4.)
- ・ 経済財政改革の基本方針2007 (平成19年6月19日)
「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する」(第4章5.)
- ・ 経済財政改革の基本方針2008 (平成20年6月27日)
「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する」(第5章3.)
- ・ 第三次生物多様性国家戦略 (平成19年11月27日)
(第2部第1章第8節)
- ・ 海洋基本計画 (平成20年3月18日)
沿岸域の総合的管理 (第2部9)
- ・ 国土形成計画 (平成20年7月4日)
流域圏に着目した国土管理 (第2部第6章第1節)
- ・ 国土利用計画 (全国計画) (平成20年7月4日)
環境の保全と美しい国土の形成 (3.(5))

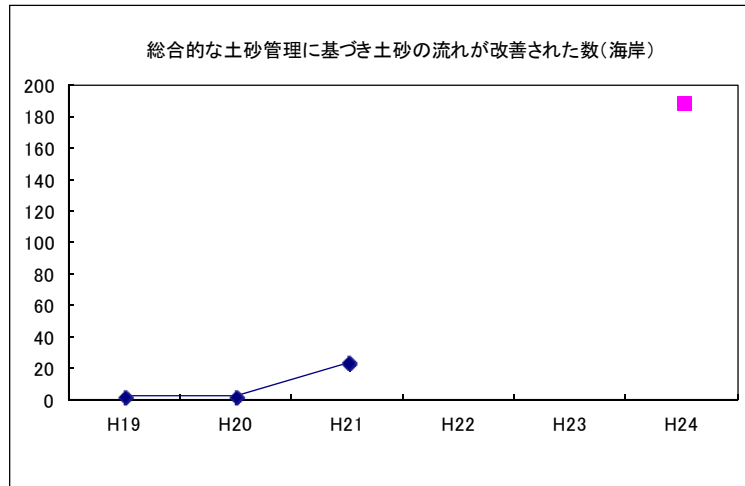
【閣決 (重点)】

- ・ 社会資本整備重点計画 (平成21年3月31日)「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H17	H18	H19	H20	H21	
-	-	3	3	24	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

(予算)

⑤ 砂防設備の整備 (◎)

土砂流出による災害から人命、財産等を守ることを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：(直轄) 砂防事業費 897 億円の内数 (平成 21 年度)

(補助) 砂防事業費 910 億円の内数 (平成 21 年度)

⑥ 地すべり防止施設の整備 (◎)

人家、公共建物等に対する地すべり等による被害を防止・軽減することを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：(直轄) 地すべり対策事業費 86 億円の内数 (平成 21 年度)

(補助) 地すべり対策事業費 182 億円の内数 (平成 21 年度)

⑦ 急傾斜地崩壊対策施設の整備 (◎)

急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護することを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：(補助) 急傾斜地崩壊対策事業費 572 億円の内数 (平成 21 年度)

⑧ 渚の創生事業 (◎)

海岸侵食によって失われた砂浜に対し、沿岸域等において堆積傾向にある箇所の余剰土砂や各種の事業によって生じる浚渫土砂を有効活用し、効率的な海岸侵食対策を進める。

予算額：海岸事業費 1,027 億円の内数 (平成 21 年度)

(税制)

① 砂防設備の設置のために地役権を設定する場合の譲渡所得の特別控除適用 (所得税)

導流堤及び遊砂地の設置のために設定される地役権の対価が一定価格を超える場合、譲渡取得について特別控除を適用し、砂防設備の整備推進に寄与。

② 砂防指定地に対する固定資産税の課税標準の特例 (固定資産税)

砂防法第 2 条の規定に基づき指定された砂防指定地のうち、山林に係る固定資産評価額について減免措置を適用し、砂防設備の整備推進に寄与。

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 平成 21 年度までの実績値は 24 であり、トレンドとしては目標達成を示していないが、総合的な土砂管理に基づき土砂の流れを改善する事業の着手数は増加を示している。一方、土砂移動に起因して問題の発生している水系等において、今後、さらに業績指標の実績値の条件となる総合土砂管理連携方針を策定していくことで、業績指標の実績値は伸びるものとする。

(事務事業の実施状況)

- 手取川水系など、先行するモデル水系や沿岸を選定し、総合的な土砂管理に基づき連携した取組の方針について関係機関との合意を進めている。

- ・ 気候変動による流出土砂量の増大や海面上昇に起因する汀線後退に対応するため、総合的な土砂管理の取組を推進している。
- ・ 土砂流出をコントロールし適正な土砂移動を確保するため、透過型砂防えん堤の整備を推進している。
- ・ 河道掘削土砂や浚渫土砂で養浜を行うなど、河道管理等と連携した海岸侵食対策を推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値が達成できないが、モデル水系や沿岸において現在取り組む関係機関との連携方針の合意が図られることで、今後の実績値の上昇が見込まれる。よって業務指標はB-2と評価した。
- ・ 業績指標の進捗の条件となる総合的な土砂管理に基づく連携方針の策定を引き続き推進する。
- ・ 土砂移動の変化に起因する問題に適応するため、総合的な土砂管理の取組を引き続き推進する。

平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成22年度)

なし

(平成23年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課： 河川局海岸室(室長 五十嵐 崇博)
港湾局海岸・防災課(課長 梶原 康之)
関係課： 河川局砂防部保全課(課長 森山 裕二)

指標49（業績指標106）

全国道路橋の長寿命化修繕計画策定率

評価

A-2	目標値：概ね100%（平成24年度） 実績値：54%（平成21年度） 初期値：28%（平成19年度）
-----	--

（指標の定義）

全国の15m以上の道路橋（約17万橋）について、長寿命化修繕計画（※）を策定している割合
 長寿命化修繕計画策定率＝全国の15m以上の道路橋のうち長寿命化修繕計画を策定している橋梁箇所数（※2）
 ÷ 全国の15m以上の橋梁箇所数（※2）

※ 長寿命化修繕計画とは、点検に基づき、必要な修繕・架替えの時期等を定めた計画

※2 橋梁箇所数とは、上下線が別々の場合は、それぞれ1箇所として勘定した数

（目標設定の考え方・根拠）

予防保全への転換に向け、5年後の平成24年度末までに全ての橋梁で長寿命化修繕計画を策定することを目標とする

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）

「道路の維持・補修など国民生活に欠かすことのできない対策は実施しなければなりません。」

【閣議決定】

「新成長戦略（基本方針）」について（平成21年12月30日）

「維持修繕、更新投資等の戦略的な維持管理を進め、国民の安全・安心の確保の観点からリスク管理を徹底することが必要」

「新成長戦略」（平成22年6月18日）

（4）観光立国・地域活性化戦略

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

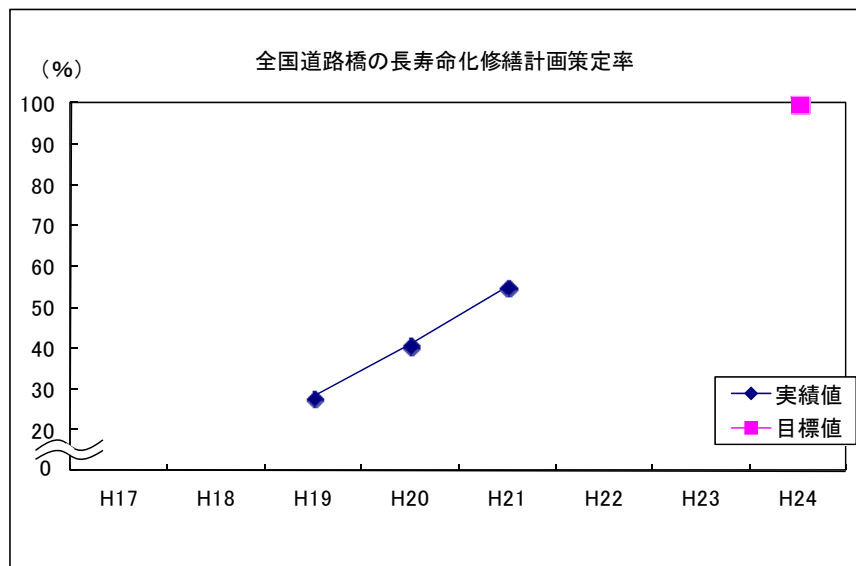
【その他】

なし

過去の実績値

（年度）

H17	H18	H19	H20	H21
—	—	28%	41%	54%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

地方自治体に対して、自治体職員を対象とした橋梁点検の講習会の開催、技術者の派遣等の技術支援や長寿命化修繕計画の策定及び当該計画の策定のために実施する健全度の把握のための点検に要する費用に対する財政支援等を実施しているところ。(◎) 予算額：道路交通安全対策事業費等 7, 126億円の内数(平成21年度)
(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・長寿命化修繕計画策定率の実績値については、平成20年度の41%から、平成21年度54%と目標達成に向けて順調に向上しているところ。
- ・しかしながら、道路管理者別に見ると、高速国道及び直轄国道の修繕計画策定率が100%、都道府県道で90%、政令市道で68%策定されているものの、市区町村道では依然として13%と低い状況にある。
- ・また、約4割の市区町村が技術、資金不足等の問題により定期的な点検が実施できていない状況にある。

(事務事業の実施状況)

- ・この状況を解消するために、地方自治体職員を対象とした橋梁点検の講習会の開催、技術者の派遣等の技術支援や長寿命化修繕計画の策定及び当該計画の策定のために実施する健全度の把握のための点検に要する費用に対する財政支援等を実施しているところ。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は、平成20年度の実績値41%から平成21年度の実績値54%と向上し、目標達成に向けて順調に推移していることから、A-2と評価した。
- ・課題は市町村の修繕計画策定率をいかに向上させるかということであり、引き続き技術支援や財政支援に取り組むことが重要。

平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成22年度)

- ・地方自治体への点検等の技術支援

(平成23年度以降)

- ・なし

担当課等(担当課長名等)

担当課： 道路局 国道・防災課 道路保全企画室(室長 村山 一弥)
関係課： 道路局 環境安全課 (課長 吉崎 収)

指標 50 (業績指標 71)

下水道施設の長寿命化計画策定率

評価

B-1	目標値：100% (平成24年度) 実績値：約8% (平成21年度) 初期値：0% (平成19年度)
-----	--

(指標の定義)

平成19年度末で耐用年数を経過した下水道管きょを管理している自治体のうち、下水道の有する機能を将来にわたって維持し、管路施設の老朽化等に起因する道路陥没などの事故を未然に防止するとともにライフサイクルコストの最小化を図るため、長寿命化計画を策定した割合。

(分母) 平成19年度末で耐用年数を経過した下水道管きょを管理している地方公共団体数

(分子) 長寿命化計画を策定した地方公共団体数

(目標設定の考え方・根拠)

平成19年度末で耐用年数を経過した下水道管きょを管理している全自治体が平成24年度までに長寿命化計画を策定するものとして、現況値との勘案により目標値を設定。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

地方公共団体 (事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・経済財政改革の基本方針2007 (平成19年6月19日)「投資に当たっては、整備状況を踏まえ、既存資本の維持・長寿命化を重視する。」(第3章1.)

- ・新成長戦略 (平成22年6月18日)

(4) 観光立国・地域活性化戦略

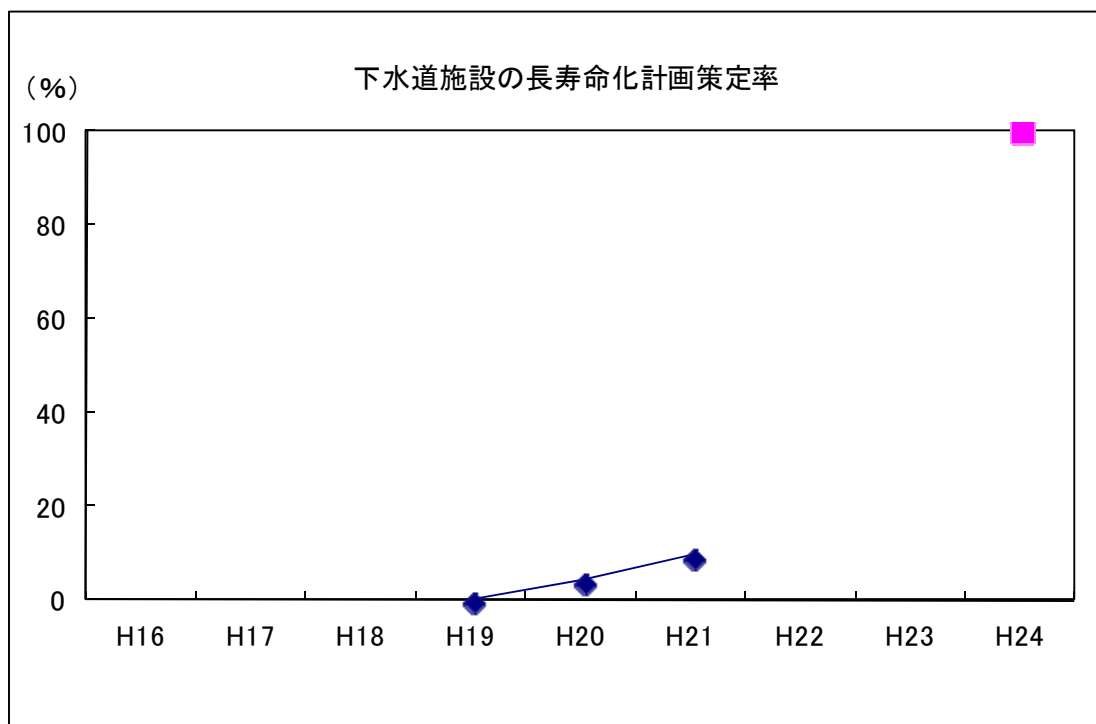
【閣決(重点)】

社会資本整備重点計画 (平成21年3月31日)「第2章、第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H17	H18	H19	H20	H21	H22
—	—	0%	約4%	約8%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○ 下水道施設の老朽化対策の推進 (◎)

下水道施設の予防保全的な管理による長寿命化対策を含めた計画的な改築を推進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。

予算額 6,328億円の内数(平成21年度国費)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 平成21年度の実績値は約8%となっているが、平成19年度から平成21年度のトレンドを延長すると、平成24年度は目標値を下回る。
- 下水道整備の進展に伴い、管路延長は約41万km、処理場数は約2,000箇所へのぼるなど施設ストックが増大している(いずれも平成20年度末時点)。管路施設の老朽化等に起因した道路陥没も増加傾向にあり、平成20年度の発生件数は約4,100箇所へのぼる。道路陥没後の老朽管路の改築といった事後的な対応では、市民生活に大きな支障が出るだけでなく、コスト的にも不経済となる。
- 日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止するには、計画的な補修などによる予防保全を重視した維持管理や巡視や点検など日常管理の充実を図るなど、発生対応型から予防保全型の維持管理へ転換する必要があるため、引き続き下水道施設の計画的な長寿命化対策を推進する必要がある。

(事務事業の実施状況)

- 平成20年度に下水道長寿命化支援制度を創設し、ライフサイクルコストの最小化を目的とした下水道長寿命化計画の策定や長寿命化対策を含めた計画的な改築を補助対象とすることにより、限られた財源の中で下水道施設の計画的な維持管理を推進した。
- 平成20年度に「下水道事業におけるストックマネジメントの基本的な考え方(案)」をとりまとめ、下水道事業における新規整備、維持管理、延命化、改築更新までの一体的な最適化を図るストックマネジメントの促進を図った。
- 平成20年9月に「管きよ更生工法における設計・施工管理の手引き(案)」及び「管きよ更生工法の耐震設計の考え方(案)と計算例」を公表し、下水管きよの改築・修繕工事において採用されている更生工法に関する統一的な評価、施工管理技術等を示すことによる適切な工法の選択、品質確保等の促進を図り、下水管きよの適切な改築・修繕を推進した。
- 平成21年6月に、「下水道長寿命化支援制度に関する手引き(案)」(平成21年度版)をとりまとめ、下水道長寿命化支援制度の円滑な運営を図った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 当指標は平成19年度からの実績によるトレンドを延長しても、平成24年度に目標値には到達しない。しかし、平成25年度以降の施設の改築に対する補助は長寿命化計画に基づくものに限定すると定めていることから、今後は策定率の更なる上昇が見込める。以上のことから、B-1と評価した。
- 厳しい財政状況や人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、ライフサイクルコスト最小化の観点を踏まえ、耐震化等の機能向上も考慮した、長寿命化対策を含めた下水道施設の計画的な改築を引き続き推進する。

平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成22年度)

- 平成22年度より、従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」を創設する。これにより、従来は補助対象ではなかった関連施設の整備やソフト事業も含めて下水道の整備を支援し、また手続きを簡素化することで下水道整備の一層の推進を図る。

(平成23年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市・地域整備局下水道部下水道事業課(課長 岡久 宏史)

指標 5 1 (業績指標 8 4)
河川管理施設の長寿命化率

評 価

A-2	目標値：100% (平成24年度) 実績値：約31% (平成21年度) 初期値：0% (平成19年度)
-----	---

(指標の定義)

耐用年数を迎える主な河川管理施設（ダム、堰、水門、排水機場、CCTVカメラ等）のうち劣化度診断等を実施し長寿命化が図られた施設の割合（%）

河川管理施設の長寿命化率=①/②

①：長寿命化が図られた施設数

②：平成20年度～24年度の5年間に於いて、設置から耐用年数を迎える施設数（約1,400施設）

本指標は、老朽化の進む河川管理施設について、適切に状態評価し効率的な修繕により施設の延命化を図った施設を評価するものであり、河川管理施設の致命的な損傷が回避され、水害等の被害防止、軽減およびライフサイクルコストの最小化に資するものである。

(目標設定の考え方・根拠)

これまで、耐用年数により更新していた施設を、平成20年度～24年度の間には耐用年数を迎える主な河川管理施設の全施設に対して「河川用ゲート・ポンプ設備点検・整備・更新検討マニュアル（案）」等による劣化度診断を行い、部分改築や修繕を実施し、施設の延命化や最適な更新を行うことを目標とする。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

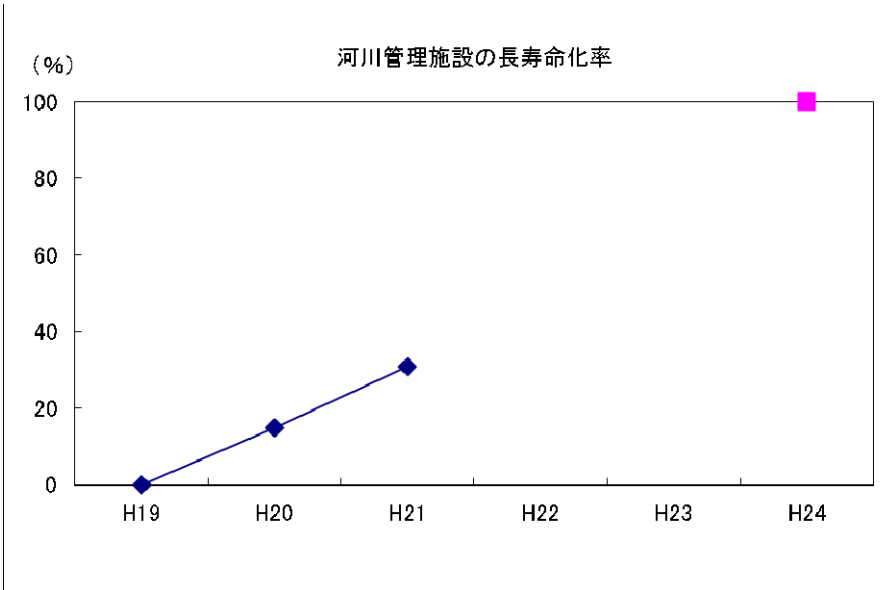
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H17	H18	H19	H20	H21	H22
-	-	0%	約15%	約31%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・今後老朽化が進み、耐用年数を迎える河川管理施設が多くなることが想定される中で、従来の事後的な修繕及び更新から予防的な修繕及び計画的な更新へと円滑な政策転換を図っていく。また、これとともに適切に状態評価し効率的な修繕等の措置を行うことで河川管理施設の長寿命化、並びに施設の修繕及び更新に係る費用の削減を図りつつ、地域の安全性・信頼性を確保することを目的とする。

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・実績値によるトレンドから、平成24年度に目標達成は出来ないことになるが、各種マニュアルの整備や、引き続き耐用年数をむかえる河川管理施設に対して計画的に診断を行い、改築や修繕等の適切な措置を実施することで、目標年次までに目標値に達することができると考えている。
- ・平成21年度の実績値は、約31%であり、当初の予定どおり推移しているところである。今後、目標とする平成24年度末までに目標値に達するよう、計画的に現在の施策を維持していく。

(事務事業の実施状況)

- ・平成20年3月「河川用ゲート・ポンプ設備点検・整備・更新検討マニュアル(案)」を作成
- ・平成20年6月「揚排水機場設備点検・整備指針(案)」を作成

課題の特定と今後の取組みの方向性

当指標は平成19年度からの実績値によるトレンドからは、平成24年度に目標達成は出来ないことになるが、各種マニュアルの整備や、引き続き耐用年数をむかえる河川管理施設に対して計画的に診断を行い、改築や修繕等の適切な措置を実施することで、目標年次までに目標値に達することができると考えていることから、A-2と評価した。

平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成22年度)

「河川ポンプ設備劣化診断マニュアル(仮称)」を作成予定。

(平成23年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：河川局河川環境課(課長 中嶋 章雅)

指標 5 2 (業績指標 1 3 0)
 港湾施設の長寿命化計画策定率

評 価

A-2	目標値：約 9 7 % (平成 2 4 年度) 実績値：約 5 8 % (平成 2 1 年度) 初期値：約 2 % (平成 1 9 年度)
-----	---

(指標の定義)

重要港湾以上の主要な係留施設のうち、長寿命化計画を策定した施設の割合 (長寿命化計画を策定した重要港湾以上の主要な係留施設数 / 重要港湾以上の主要な係留施設数)

(目標設定の考え方・根拠)

平成 1 9 年 4 月の省令の改正、告示の整備により、港湾施設については、ライフサイクルコスト削減等の観点から、長寿命化計画 (維持管理計画) に基づき適切に維持することを標準とした。また、平成 2 0 年度より長寿命化計画策定のための新規予算制度を創設し、港湾管理者に対しては 5 年間の時限的措置として予算補助を実施している。ただし、管理する港湾の多い港湾管理者に対しては 7 年間の時限的措置としており、指標の対象となる施設のうち約 3 % の施設については、平成 2 5、2 6 年度での策定となるため、期間内 (平成 2 4 年度まで) での長寿命化計画の策定率 (目標値) を約 9 7 % と算出した。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

港湾管理者

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

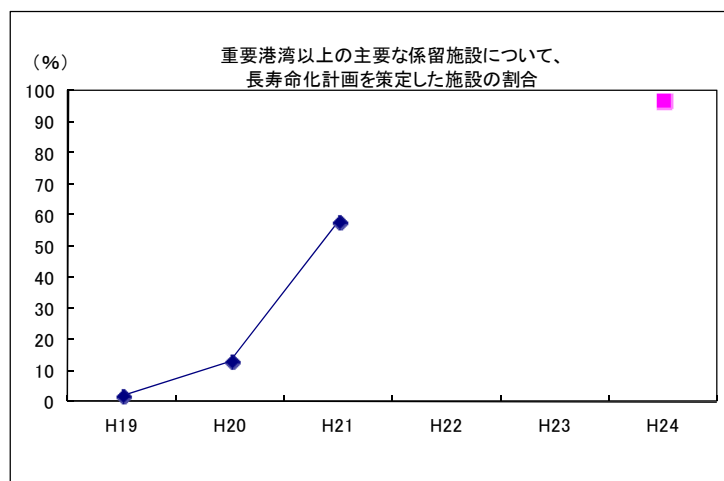
【閣決 (重点)】

社会資本整備重点計画 (平成 2 1 年 3 月 3 1 日) 「第 2 章及び第 5 章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	
-	-	約 2 %	約 1 3 %	約 5 8 %	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 戦略的な維持管理の推進 (◎)

高度経済成長時代に集中投資した港湾施設の老朽化が進行することから、事後的な維持管理から予防保全的な維持管理への転換を推進する。

予算額 港湾整備事業費約 3, 7 3 3 億円の内数 (平成 2 1 年度)

(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成21年度における実績値は約58%であり、平成20年度に創設された「港湾施設の戦略的維持管理制度」により、港湾施設の長寿命化計画策定にかかる現地調査等の事業が着実に実施されており、平成24年度において目標を達成すると見込まれる。

(事務事業の実施状況)

平成20年度より長寿命化計画を策定するための予算が制度化され、事業の推進が図られている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

事業が計画通り実施されていること等により、平成24年度において目標を達成すると考えられるためA-2評価とする。

国有港湾施設の実地監査、施設の維持管理・利用状況の評価、選択と集中による改良・更新投資への重点化等により、老朽化・劣化の進む港湾施設の安全の確保、維持・更新費（ライフサイクルコスト）の縮減を推進する。

平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

港湾施設長寿命化計画費については、行政事業レビュー（公開プロセス）において、「抜本的改善」ととりまとめられたところ。

なし

(平成23年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：港湾局技術企画課（課長 吉永 清人）

指標 53 (業績指標 91)

老朽化対策が実施されている海岸保全施設の割合

評価

B-2	目標値：約6割 (平成24年度) 実績値：約52% (平成21年度) 初期値：約5割 (平成19年度)
-----	---

(指標の定義)

昭和42年以前に設置された海岸保全施設の延長のうち、所要の機能が確保されている海岸保全施設の延長の割合
 老朽化対策が実施されている海岸保全施設の割合=①/②

①：昭和42年以前に設置された海岸保全施設の延長のうち、所要の機能が確保されている海岸保全施設の延長

②：昭和42年以前に設置された海岸保全施設の延長 (約3,000km)

(目標設定の考え方・根拠)

長期的には100%とすることを目標に、平成24年度までに達成可能な値として設定

(外部要因)

地元調整の状況等

(他の関係主体)

農林水産省、地方公共団体 (事業実施主体)

(重要政策)

【施政方針】

・第169回国会 施政方針演説 (平成20年1月18日)

「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」

【閣議決定】

・経済財政改革の基本方針2008 (平成20年6月27日)

大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。(第5章3.)

・国土形成計画 (平成20年7月4日)

総合的な災害対策の推進 (第2部第5章第1節)

様々な自然災害に的確に対応するための具体の施策 (第2部第5章第2節)

・国土利用計画 (全国計画) (平成20年7月4日)

国土の保全と安全性の確保 (3.(4))

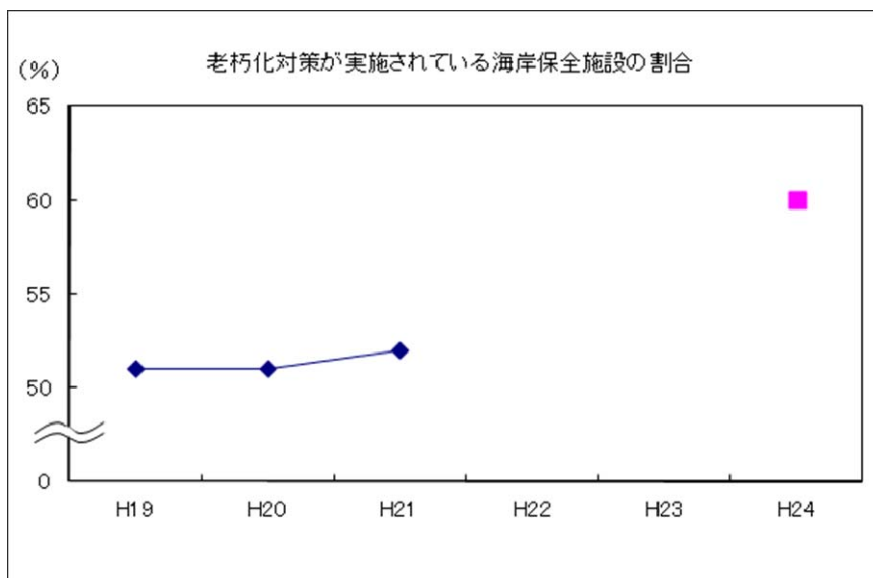
【閣決(重点)】

・社会資本整備重点計画 (平成21年3月31日)「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H17	H18	H19	H20	H21	H22
—	—	約51%	約51%	約52%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○海岸保全施設の老朽化対策 (◎)

施設の老朽度や機能の健全性の把握を目的とした点検・評価を計画的に実施するとともに、海岸管理者が計画を策定し、これに従い計画的な維持・更新を行うことにより、施設機能の確保を図る。

予算額：海岸事業費 1, 0 2 7 億円 (平成 2 1 年度) の内数

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成 2 1 年度の実績値は約 5 2 % であり、昨年度から横ばいの推移を示している。

(事務事業の実施状況)

- ・平成 2 1 年度においては、伊勢湾西岸海岸 (三重県)、観音寺港海岸 (香川県) 等において、海岸堤防等の老朽化対策を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は目標に対して、進捗率が低く、目標達成に向けたトレンドを示していないことから、B-2 と評価した。

- ・平成 2 4 年度の目標に対して、現在の進捗率はやや低く、目標値を達成するためにはより一層の伸びが必要となっている。しかしながら、平成 2 0 年度に海岸堤防等老朽化対策緊急事業を創設しており、箇所数は今後も増加見込みである。また、当該事業は、当初に施設の詳細な検査を実施した後対策工事等を行っていくため、平成 2 1 年度までに対策が完了している箇所は少ないものの、現在実施中の箇所において、今後、進捗する予定である。従って、今後は当該指標の進捗率も上昇傾向になることが見込まれる。

平成 2 2 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 2 2 年度)

なし

(平成 2 3 年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：河川局海岸室 (室長 五十嵐 崇博)

港湾局海岸・防災課 (課長 梶原 康之)

指標54（業績指標216）

基盤地図情報の整備率

評価

A-2

目標値：100%（平成23年度）
 実績値：87%（平成21年度）
 初期値：0%（平成18年度）

（指標の定義）

基盤地図情報^{*1}の主要な項目^{*2}が整備された地域の全国土面積（37.3万k㎡）に対する割合

^{*1}基盤地図情報：地理空間情報のうち、電子地図上における地理空間情報の位置を定めるための基準となる測定の基準点、海岸線、公共施設の境界線、行政区画その他の国土交通省令で定めるものの位置情報（国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）であって電磁的方式により記録されたもの。（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第3項）

^{*2}主要な項目：測定の基準点、標高点、海岸線、行政区画の境界線及び代表点、道路線、軌道の中心線、水涯線、建築物の外周線（ただし、建築物の外周線は、市街化区域及び市街化調整区域（5.1万k㎡）について整備）

整備率（%）＝{基盤地図情報の主要な項目が整備された地域の面積／全国土面積（37.3万k㎡）}×100

（目標設定の考え方・根拠）

基盤地図情報の整備予定（平成19年度から3ヵ年で市街化区域及び市街化調整区域内を重点整備。平行してそれ以外の地域についても基盤地図情報整備を行うが、標高データの概成は平成23年度の予定）を踏まえた目標値である。

（外部要因）

情報通信技術の動向

（他の関係主体）

公共測量計画機関である国や地方公共団体等

（基盤地図情報整備の基となる各公共測量成果を国土地理院に提出）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）

第16条2項に基盤地図情報の整備に係る技術上の基準に適合した基盤地図情報の整備及び適時の更新その他の必要な施策を講ずる旨が謳われている。

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日閣議決定）「第2章に記載あり」

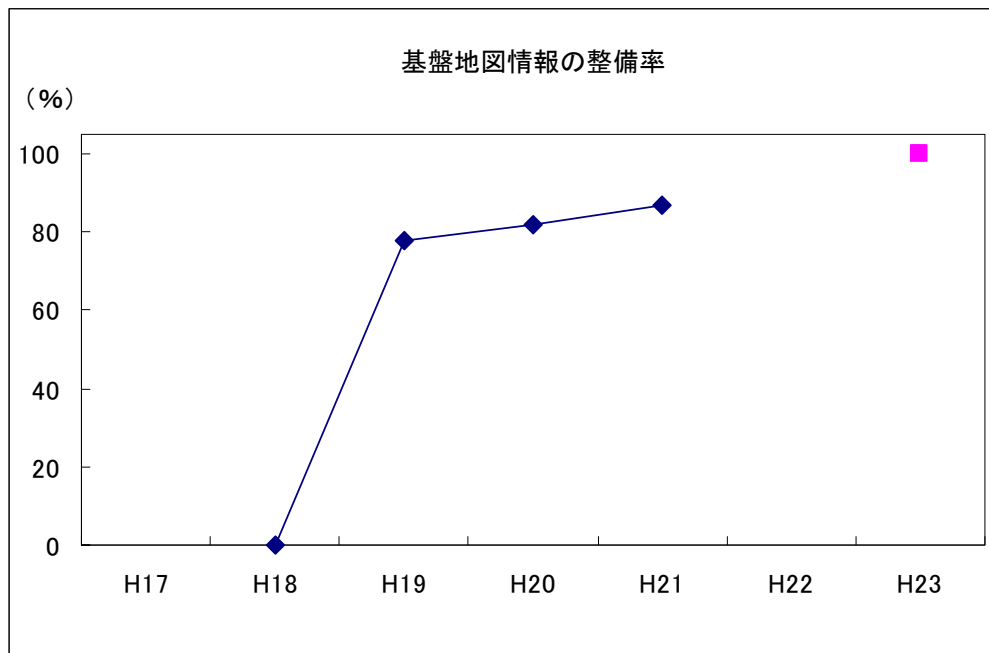
【その他】

なし

過去の実績値

（年度）

H17	H18	H19	H20	H21
—	0%	78%	82%	87%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

基盤地図情報が様々な主体が整備する地理空間情報の基準として活用されるよう、国、地方公共団体等が整備・更新した大縮尺地図データ等をオルソ画像^{※1}を利用するなどして集約・シームレス化し、より利便性の高い基盤地図情報の効率的な整備を進めるとともに、インターネットで提供する。

^{※1}オルソ画像：地図と重ね合わせることでできるよう加工された空中写真（画像）。

予算額 20.2 億円（平成 21 年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成 21 年度の実績値は 87% であり、順調である。なお、平成 20 年度以降は前年度に比べて伸び率が小さいが、これは平成 19 年度の実績値 78% の算出には必要精度が低くて済む都市計画区域外（約 27 万 k²）の整備面積が含まれているためである。この要素を加味すれば、平成 21 年度の実績値は順調である。

（事務事業の実施状況）

- ・平成 21 年度には約 1.9 万 k² の基盤地図情報を整備した。
- ・平成 20 年 4 月以降、基盤地図情報のインターネットによる提供を開始。整備した基盤地図情報を順次提供している。
- ・平成 21 年度には、基盤地図情報の効率的な整備・更新・提供に向けた関係者の共通認識の醸成・連携体制の構築を図るため、全国 9 地域において産学官からなる連携協議会を設置し、地域の実情を踏まえた整備・更新における連携の仕組み等について検討を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標について、現在の施策を維持してこのまま推移すれば、多少の変動は想定されるものの、概ね目標達成が可能な水準であることから、A-2 と評価した。引き続き基盤地図情報の整備を継続し、その活用推進に対する検討を行う。

平成 22 年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成 22 年度）

なし

（平成 23 年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土地理院 総務部 政策調整室	（室長 渡辺俊夫）
関係課：国土地理院 企画部 企画調整課	（課長 村上広史）
国土地理院 企画部 地理空間情報企画室	（室長 田中宏明）
国土地理院 測図部 管理課	（課長 明野和彦）
国土地理院 地理空間情報部 業務課	（課長 鎌田高造）

指標 55 (業績指標 183)
ETC利用率

評価

A-2	目標値：85% (平成24年度) 実績値：85% (平成21年度) 初期値：76% (平成19年度)
-----	--

(指標の定義)
 ETCの導入済みの料金所においてETCを利用した車両の割合

$$\text{ETC利用率} = \frac{\text{ETCが導入されている料金所におけるETC車の入口総交通量}}{\text{ETCが導入されている料金所における入口総交通量}}$$

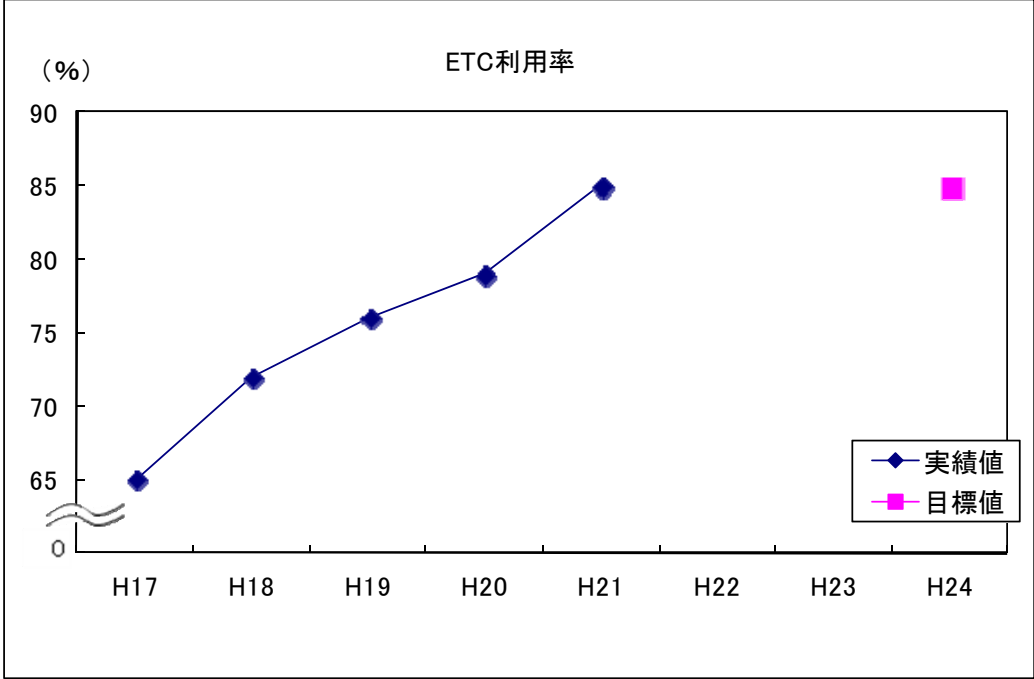
(目標設定の考え方・根拠)
 京都議定書目標達成計画に位置付けており、料金所渋滞の緩和及びCO₂排出量削減による地球環境の改善に向け、5ヶ年後のH24末までに、全国で85%がETCを利用している状態になることを目標とする。

(外部要因)
 該当なし

(他の関係主体)
 ・各高速道路会社 (ETC普及促進策の実施状況)

(重要政策)
【施政方針】
 なし
【閣議決定】
 京都議定書目標達成計画 (平成20年3月28日)
 「高度道路交通システム (ITS: Intelligent Transport Systems) の推進 (第3章-第2節-1-①-イ-D)」
【閣決(重点)】
 社会資本整備重点計画 (平成21年3月31日)「第2章及び第5章に記載あり」
【その他】
 なし

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
65%	72%	76%	79%	85%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

E T Cの利用促進・活用推進

E T Cへの利用転換を促進するため、E T C車載器リース制度等の車載器購入支援を実施し、E T Cの利用機会の拡大に向けた支援を実施。(◎)

予算額：道路交通円滑化事業費等 3, 574億円の内数(平成21年度)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

E T C車載器の普及促進策や高速道路会社の料金割引施策等により、平成21年度の実績値は85%に到達。

(事務事業の実施状況)

- ・ E T C車載器購入費用軽減策として、車載器のリース制度等の車載器購入支援を実施。
- ・ 時間帯割引等の多様な弾力的な料金割引を実施。

課題の特定と今後の取組みの方向性

E T C車載器の普及促進策や高速道路会社の料金割引施策等により、平成21年度の実績値は85%に到達。

平成24年度の目標値に至る結果となった。

以上から、今回の評価としてはA-2とした。

平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成22年度)

なし

(平成23年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課： 道路局 高速道路課 有料道路調整室(室長 多田 智)